

# ウェーバーの大統領制論とワイマル共和国崩壊の憲政史的問題（三・完）

雀部 幸隆

## 目次

- 一 問題の所在
- 二 モムゼンのウェーバーにたいする究極的批判とその問題点
- 三 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の不可避性（以上本誌第一八〇号）
- 四 中間考察
- 五 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の意義（五の二まで本誌第一八一号、五の三以下本号）
- 六 結語

## 五 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の意義（承前）

### (三) ワイマル共和国の「再立憲主義化」の方向をはらむ「委任的独裁」としての大統領政府体制

さて、こうしてワイマル末期の大統領政府体制はもはや「一時的な応急措置」ではなく一つの「持続的なシステム」＝Regimeとなったが、しかし、それはあくまでも大統領の「非常大権的権能」(die Ausnahmevollmacht)に立脚したRegimeであり、<sup>(1)</sup>「憲政上目ざされるべき最終状態」ではなかった。<sup>(2)</sup>

大統領政府は相変わらずライヒ議会のためにネガティヴな意思の合致からする不信任決議に脅かされつづけたし、また、大統領政府が議会の同じようにネガティヴな意向からする政府提出重要法案の否決を回避するため、それを憲法第四八条第二項にもとづく大統領緊急令として公布したとしても、ライヒ議会は、同じく第四八条第三項に依拠してその緊急令を失効させることができた。もちろん大統領政府は大統領の解散権を行使してネガティヴな議会に対抗できたが、新選挙を実施しても、建設的な多数派形成能力をもつ、あるいは少なくとも政府にたいして是々非々の「寛容政策」を採る議会が選出される見込みは当然のあいだ望めそうになかった。こうした憲政状況はあくまでもアプノーマルであり不安定であって、そもそも当時のライヒ政府の急務であった未曾有の経済危機乗り切りの著しい妨げとなった。

① 憲法改正問題 ここから、主として大統領政府体制を担う側からする憲法改正の動きがふたたび活撥化するこ  
ととなる。

ふたたびというのは、ワイマル憲法改正の試みは、すでに二〇年代中葉に入って多方面から——というのは、た

んにワイマル憲法体制に反対する右派からだけでなく中道・左派の共和国擁護派からもという意味だが———すぐに見られたからである。<sup>(3)</sup>

すでに一九二四年二月（一九日）に、第二次マルクス・ライヒ内閣の閣議で、ライヒ国防相のオットー・ゲスラーは———かれはドイツ民主党員で、一九二〇年三月二四日から一九二八年一月一九日までの約八年間、歴代内閣で国防相を勤めた人物である———、とりわけ前年一月のフランス、ベルギー連合軍のルール占領に端を発した共和国初期最大の政治的経済的危機のなかで、左右の一揆とバイエルンやザクセン、チューリンゲン諸州の分離主義的動きに国防相として対処した経験から、ライヒ大統領の地位をアメリカ合衆国大統領なみに高めてライヒ政府のライヒ議会および各州にたいする権限と権威とを強化する必要を訴えたし（当時のライヒ外相シュトレゼマンとライヒ内相カール・ヤレス———いずれもドイツ人民党員———とはそれに賛成した）、<sup>(4)</sup>一九二八年から一九三〇年にかけては、ライヒ政府の肝煎りで、ライヒ政府代表と各州政府代表とで構成する「ライヒ改革のための諸州会議」が開催され、やはりライヒ中央権力を強化する方向でのライヒ・ラント（州）関係およびライヒ政府—ライヒ議会関係の見直しの問題が検討された。<sup>(5)</sup>

それとは別に一九二八年一月（八日）には、ライヒ前首相でドイツ人民党員のハンス・ルターを会長とし、ライヒ、ラントの行政担当者や学界、経済界の指導的人物をメンバーとする超党派的な「ライヒ刷新連盟」（通称「ルター連盟」）が結成された。そこには、当時なおライヒ国防相の任にあった右のオットー・ゲスラーはもとより（かれは、ルターのライヒスバンク総裁就任後、一九三二年から三三年にかけて同連盟の会長を勤める）、州行政担当者の側からは当時ハノーファー州長官を勤めていたグスタフ・ノスケ（社会民主党）やケルン市長のコンラート・アデナウアー（中央党）、デュイスブルク市長のカール・ヤレス（ドイツ人民党）らが、学界からは歴史家のハンス・デルブリ

ユックやフリートリヒ・マイネッケ、国法学者のゲアハルト・アンシユッツ、社会学者のアルフレート・ウエーバーらが、経済界からはグスタフ・クルップやフリッツ・ティッセンらが、加わった。<sup>(6)</sup>

そうした憲法改正の動きの基本的方向性は、ワイマル憲法体制の「再立憲主義化」(Rekonstitutionalisierung)を旨とするものと見なされるものである。<sup>(7)</sup>

ところで「立憲主義」(Konstitutionalismus)というのは、マックス・ウエーバーの『経済と社会』第五版第一部第三章「支配の諸類型」の定義によれば——かれはそこで「立憲制的統治」(Konstitutionelle Regierung)という言葉を用いているが、意味するところは「立憲主義」というのと変わらない——、「政党政府による権力の専有が完全でなく、君主(もしくは君主に相当する、たとえば国民投票によって選ばれた大統領)が依然として固有の権力、とりわけ(将校任命権を含む)官職叙任権を有している場合」の統治システムであり、「形式的な権力分立が行われている時に成立しやすい」とされるものである。<sup>(8)</sup>

この定義によれば、ドイツの第二帝制もアメリカ合衆国の大統領制も同じ類型に属することになり、両者における国家元首の正当性根拠の相違(前者の場合には元首は歴史的伝統的な世襲制に立脚する君主 $\equiv$ 皇帝であり、後者の場合には元首は究極的には国民による選出という民主的正統性に立脚する大統領である)、さらには議会の権力的地位の相違が度外視されるが、国家元首の任命になる政府(ドイツ第二帝制の場合)、あるいは国家元首の率いる政府(アメリカ大統領制の場合)、要するに政府が基本的には議会の構成と動向とから形式的に独立した地位を保持するというのが、たとえばイギリスの議院内閣制(ウエーバーにあつては「議會制的内閣統治」Parlamentarische Kabinettsregierung)<sup>(9)</sup>と比較した場合の「立憲主義」ないし「立憲制的統治」の類型的特徴である。

ドイツの第二帝制は立憲制的君主制であり、ワイマル共和国は、ウエーバーの定義によれば、「国民投票的大統

領制と代表制的議會制とが並存する国民投票的「代表制的統治」であつて、「立憲制的統治の特殊なケース」である。<sup>100</sup>「特殊なケース」とはいえ、すでにして「立憲制的統治」の型に属するワイマル共和国の統治体制をさらに「再立憲主義化」するというのは、ワイマル中期以降ワイマル憲法改正を旨とした諸潮流が、その基本線において、「立憲主義」の特徴である統治府の議會からの独立性をさらに強める方向で憲法を改正しようと試みたからである。

ワイマル憲法は、いうまでもなく、本来の意味での「議會制的内閣統治」＝「議院内閣制」を採用してはいない。しかし、ワイマル期のライヒ議會は、政府の形成に関与し、政府に信任を与え、政府を監督する明確な権利を有することによって、帝制期のライヒ議會とくらべ、国家統治のことに關して、すくなくとも形式的にははるかに強力な共同決定権(Mitbestimmungsrecht)をもつにいたっている。

周知のようにウェーバーは、帝制崩壊前の「新秩序ドイツの議會と政府」において、議會民主制下の議會の具備しなければならぬ条件として、つぎの四つの原則を列挙した。<sup>101</sup>一、行政指導者の議會内部からの義務的選出(すなわち本来の意味での議院内閣制)、二、もしくは少なくとも、行政指導者の議會による信任、三、行政指導者の議會にたいする答責義務、四、議會による行政の監督。このうち、一の条件はウェーバーによつて絶対不可欠の条件とは見なされていない。それは、かれがそのとき、帝制の維持を当然の前提とし、第二帝制の立憲制的君主制の議會制的君主制への推転を念頭に置きながら、そして将来とも存続すると予想されるドイツの五党体制下のライヒ議會の多数派形成能力の脆弱性を顧慮しながら、ドイツの政治の議會主義化と民主化とをはかろうと考えていたからである。<sup>102</sup>帝制崩壊後もウェーバーは、ドイツ政治の議會主義化＝民主化の必要性にかなうかの認識になんら変りはなかつたけれども、新共和国が国民投票的民主的正統性に立脚する大統領制を頭に戴かなければならないと考えたがゆえに、新生ドイツ・ライヒ議會の備えるべき不可欠の条件は右の二、三、四の原則と見なしたのであつた。<sup>103</sup>

つまり、ウエーバーの考え方からすれば、議院内閣制(右の一の原則)はそれを採ることのできる国もありできない国もあり、議会民主制的政治実現の絶対的条件ではない。逆にいえば、当該の国の議会が右の二、三、四の条件さえ具備していれば、その国の政治は基本的には議会民主制のルールにしたがって運営されていると見なすことができる。このウエーバーの見解は他のワイマル憲法の父たちの見解でもあったから、ワイマル憲法のなかに取り込まれ、したがってワイマル共和国の政治は、基本的には、そして憲政の常態としては、議会民主制の原則にしたがって運営されることを予定され、また期待されたのである。

だが、ワイマル共和国のライヒ議会は、繰り返し述べたように、その期待に反して——だが反面では不幸にしてウエーバーらの危惧したとおりに——、およそ議会民主制下の議会の生命ともいべき多数派形成能力を欠き、「代表表をつうじての国民的統合」の能力を欠如したがゆえに、国家の *Regierung* を確保するために、「建設的な行為能力」を喪失したライヒ議会からのライヒ政府の相対的独立をさらに強める方向で憲法の改正が模索され、それがワイマル共和国の「再立憲主義化」としてイメージされたのである。一九三〇年代に入ってから各方面で顕著となるそうした志向の背後にあった考え方を、エルンスト・ルドルフ・フーバーはつぎのように整理している。

「そうした動きは、すべて本質的には、ドイツの憲法状況の『再立憲主義化』を旨とす試みであった。議会主義的統治システムがそれ自体として安定した統治構造を保障してくれるだろうとの「ワイマル共和国発足」当初の期待が見事にはずれればかりか、むしろドイツの現状では、多数派の形成を可能にし政府システムの安定化に資する議会の選出がいつ陽の目を見ることになるのか、全く予測が立たないという状況がはつきりしてきたため、立憲主義類似のシステムに移行したなら、ドイツは安定した統治構造にたどり着けるのではないかとの期待が、それだけ一層大きく膨れ上がった。……なんといっても人々を強くとらえたのは「統治システムの」アメリカモデルへの思

い入れであった。「立憲主義的システム」を成り立たせるものは、なにも立憲主義的君主制というヨーロッパに伝統的な形態ばかりではない。民主主義的「大統領制的共和制の形態をとつても、それは可能である。人々はこう考えたのである。」(「」内は引用者)<sup>14)</sup>

ライヒ大統領の地位をアメリカ合衆国の大統領なみに高めてライヒ政府のライヒ議会および各州にたいする権限と權威とを強化すべきだとする先に見たオットー・ゲスラーの見解は、そうした考え方の典型だったろう。

だが、いうまでもなくドイツとアメリカ合衆国との置かれた歴史的条件は異なっており、したがって「ドイツの憲法状況の再立憲主義化」といつても、のちにも見るように、当時のドイツの憲法改正論者たちのあいだで大方の合意の得られる可能性のあった改正の方向は、いまライヒ政府―議会の関係だけに焦点をしばつていうなら、おそらく「国民投票的大統領制と代表制的議会制とが並存する国民投票的「代表制的統治」というワイマル憲法の大枠はそのまま維持しながら、したがってライヒ議会で認められた右のウェーバーの三原則はあくまでもこれを維持しながら、そのなかでもつとも問題の多い、そして実際にドイツ共和国の統治可能性を直接著しく阻害した、政府の議会による信任の原則に明確な修正を加える、つまりライヒ議会による破壊的な不信任決議を禁止する、という程度にとどまっただろうと思われる。実際にはこれだけの修正でも――それがまた容易ではなかったのだが――ライヒ政府の統治能力の回復のためには、すくなくからざる効果があったと思われる。

ともあれ、「ドイツの憲法状況の再立憲主義化」を目ざすワイマル憲法改正の試みは、すでに述べたように、ワイマル中期に入つてすぐに多方面からなされる。だが、その模索が十分実を結ばないままに、三〇年代に入つてワイマル共和国は未曾有の危機を迎え、ライヒ議会の「建設的な行為能力」の完全な喪失に直面して、ライヒ政府はもはや憲法改正問題を一刻もゆるがせにできないと判断して、みずからその改正に積極的に乗り出そうとするので

ある。

そのなかでも思い切った提案をしたのは、パーペン内閣の内相ヴィルヘルム・フライヘル・フォン・ガイルである。かれは一九三二年八月一日の憲法記念式典で演説し、ワイマル憲法第四八条第二項に依拠する「大統領独裁の体制」は決して「持続的解決策」ではなく「憲法非常事態」への一時的乗り切り策にすぎず、危機の抜本的解決は憲法改正によってのみ可能であるとしたうえで、その改正の基本的方向性を大略以下の諸点にまとめて提言した。<sup>44</sup>

一、選挙制度の改革。ワイマル憲法下の比例代表選挙制を多数代表選挙制へ改め、扶養家族をもつ世帯主には、男女のいかんを問わず、追加の投票権 (Zusatzstimmen) を与えること。

二、二院制の導入。現行のライヒ議会 (衆議院) のほかに上院を設け、前者のチェック機関たらしめること。ガイルはその上院の内容を立ち入って規定してはいないが、かれは当時話題にのぼることの多かつた「職能代表制議会」——雇傭者と被傭者、そして消費者が同等の割り合いでそこに代表を送る——を念頭においていたものと思われる。

三、政党の影響力から独立した、「それだけ一層強く個人的責任の原則にしたがう」、政府システムの形成。そのさい、上院には統治活動の安定性を保障する助力者としての役割が、あてがわれている。

四、ライヒとプロイセンとの関係を、従来の二元性を克服して両者のあいだに緊密な協力関係を樹立する方向で、改善すること。ただし、そのほかのライヒ—州関係においては、「ドイツ諸州の自立性と固有の国家的性格と」が尊重されねばならない、と考えられている。

五、共和政体および自由投票制に立脚する代表制のシステム、自立的諸州を存続させたドイツライヒの連邦制的



システム、それから政府の議会にたいする責任制のシステムは、堅持されるべきこと。

六、ライヒ内閣にたいするライヒ議会のネガティブな不信任決議の禁止。

パーベン首相自身もまた、一九三二年八月一日に行われた報道関係者へのインタヴューをはじめ、さまざまな機会に、ガイルほど体系だったものではないが、比例代表選挙制度の改革、二院制<sup>11</sup>上院制の導入、ネガティブな不信任決議の禁止、ライヒロープロイセンの二元性の解消等、ほぼ同様の憲法改正発言を行った<sup>12</sup>。

しかし、こうしたガイルやパーベンらの憲法改正案には当然さまざまな難点があり、結局、憲法改正論者たちのあいだでもまず文句のない合意が得られた提言は、さきにも述べたように、ライヒ議会におけるネガティブな不信任決議の禁止ぐらいなものであった。一九三二年一月九日、ライヒ議会一月総選挙の直後に開かれたパーベン内閣閣議における——同内閣延命策とも関連してなされた——ライヒ改革・憲法改正問題の審議においても、結局閣僚間でおおよその意見の一致を見たのはこのネガティブな不信任決議の禁止だけであった。ワイマル憲法第五四条の信任条項は不信任条項に変えられなければならない、しかも不信任案は議会多数派がライヒ次期首相および閣僚候補をライヒ大統領に進言する用意のある場合にのみ議決することを許される、と考えられたのである。これはいわゆる「建設的不信任投票」(positives Misstrauenvotum)の考え方であり、このコンセプトは、周知のように、ナチスの権力掌握と全体主義的独裁という苦い経験を経て、一九四九年のドイツ連邦共和国の基本法第六七条第一項に取り入れられた<sup>13</sup>。

しかし、いずれにしてもナチスと共産党とが合わせてライヒ議会議席の過半数を占めるこの時点では、憲法改正の形式的な道は閉ざされていた。ワイマル憲法第七六条によれば、憲法改正はライヒ議会の議員定数の三分の二以上の議員の出席のもとに出席議員の三分の二以上の賛成を得てなされる立法の形式によるか、ライヒ参議院の総投

票数の三分の二以上の賛成を得てなされる同議院の議決によるか、それともさらには国民請願にもとづき有権者の過半数の賛成を得てなされる国民投票によるか、によって可能であったが、第二の方法の採用はライヒ改革問題・憲法改正問題にたいする諸州の意向がもともと区々に分れていたことからそもそも困難であり、第一、第三の手続きによることも、ナチス、共産党の両極政党がライヒ議会の議席および得票率の過半数を得ていた状況のもとでは、およそ不可能であった。

にもかかわらず、ライヒ議会の総選挙→ライヒ議会の召集のたびごとに両極政党を中心に繰り返されるライヒ議會の不信任投票によってライヒ政府の存立が不断に脅かされる現状は、ワイマル末期の大統領政府にとつては何とすることも克服される必要があった。

そこで考えられた便法の一つは、ライヒ政府が大統領の緊急命令によってネガティブな不信任決議を禁止し、のちに然るべき時期にその措置を国民投票にかけるなり、特別の国民議會を召集するなりして、国民的承認を得る手続きを取ればよいとするものである。

この案は、一九三二年七月末のライヒ議會総選挙でナチスが初めて第一党に躍り出、そしてやはり得票率・議席数ともかなり伸ばした共産党と合わせてライヒ総議席の過半数を制したあとの八月半ばに、この両極政党との断乎たる対決を主張したパーベン内閣の内相ガイルの周辺で検討されたものである。

しかし、この案は、そもそもワイマル憲法第四八条第二項にもとづく大統領の独裁の権限を、いかに欠陥を内包する条項(第五四条)を対象とするものとはいえ(その点は後述のようにリヒアルト・トーマらワイマル期の代表的な国法学者も認める場所であった)、憲法改正先取りのために用いることが果たして許されるか(その先取りの行為はやはり後述する「主権的独裁」の性格をなほどこか帯びざるをえない)という憲法上の原理的問題性を内包するがゆえに、議會

諸政党の反撥を招くことが必至であったから、その実行は、同時にライヒ大統領の(同じく憲法第四八条第二項にもとづく)非常事態宣言の布告なしには不可能であった。<sup>243</sup>

さて、正規の憲法改正の手続によらずにネガティブな不信任決議を封じ込める方策として当時検討されたもう一つの案は、ライヒ政府が憲法の拡張解釈によって破壊的でネガティブな不信任決議を無視してよいとするものである。

この見解は、ライヒ内閣が早くも一九二〇年六月のワイマル連合崩壊以降、多くがライヒ議会多数の寛容を当て込んだ少数派内閣として組織され、したがって常にありうべきネガティブな不信任投票の可能性に脅かされて——そして実際にその可能性は時として現実となったのだが——統治能力を著しく損なわれざるをえなかった経験から、すでに大統領政府体制の始まるまえに、ヴァルター・イェリネクやカール・シュミットなどの一部の国法学者によって主張され、ワイマル末期には社会民主党系の国法学者エルンスト・フレンケルによっても支持されたものである。<sup>244</sup>そして実際、この案は、一九三三年一月一六日にシュライヒャー内閣の閣議で同内閣が両極政党、とくにナチスのヒトラー派との軍事的対決をも辞さない行動計画(非常事態計画、後述)を立てたとき、憲法条文との抵触をミニマムにしてその計画を実行に移すための方策として、シュライヒャーの側近によって提案された。<sup>245</sup>

シュライヒャー首相自身は結局その案を採らなかったが、この案を正当化する論拠は、要するに、ライヒ憲法第五四条にいうライヒ首相および大臣にたいするライヒ議会の不信任決議は、ライヒ議会がかれらにとって代わるライヒ内閣を構成しうる場合にのみ法的に意味をもち、常態的統治システムとして議会制的政府システムを予定したワイマル憲法の精神に合致する(Verfassungskonform)のであって、ライヒ議会にその用意がないときには、国家統治に空白が許されない以上、当該内閣は、不信任決議にかかわらず、その地位にとどまり職務を続行すべきである、

そしてライヒ大統領もまた、新内閣を自らの中から生み出しうる能力をライヒ議会が有するにいたったと判断されるまでは、その不信任決議によって当該のライヒ首相およびライヒ大臣を更迭する責務を負わない、とするものである。<sup>24)</sup>

だがこの憲法解釈も、やはりリヒアルト・トーマをはじめとする当時の多数派の国法学者の支持を得ることができなかつた。トーマたちは、たしかにライヒ議会諸政党の相反する思考からする破壊的不信任決議を非とする主張は立法論としては (the lege ferenda) 傾聴に値するけれども、現行条文の解釈としては (de lege lata)、この破壊的不信任決議無視の提案は、ワイマル憲法第五四条の文言に照らして——その条文がどれほど不信任決議のネガティヴな濫用を許す欠陥を有するものであるとしても——やはり支持しがたい、そこには憲法条文上の「欠陥」(ein Fehler) はたしかに存在するが、憲法条文の「欠缺」(keine Lücke der Verfassung) は存在しない、だが「欠陥」は所定の手続に従って改正される以外にない、と批判した。<sup>25)</sup>つまり、当時の国法学者の多数の意見によれば、ネガティヴな不信任決議を否認するためにはやはり憲法改正が必要だったのである。

もちろんこのリヒアルト・トーマらの所説にたいしては、それが第五四条の字づらに直接拘泥するあまり、国家統治に責任を負う議会制的政府システムの存立<sup>26)</sup>存続を期待したワイマル憲法の根本精神を没却した杓子定規の憲法形式主義であつて、それではもっぱら憲法破壊のために合法性の形式を逆手にとつた両極政党の「破壊的な憲法形式主義」<sup>27)</sup>に太刀打ちすべくもなかつた、とするE・R・フーバーの批判がある。<sup>28)</sup>

だが、この杓子定規な憲法形式主義、当時のエルンスト・フレンケルの表現によれば「憲法フェティシズム」<sup>29)</sup>は、社会民主党や中央党の首脳部をとらえており、大統領政府側が右の憲法解釈によって破壊的な不信任決議無視の手段に訴えようとしても、ナチス、共産党の両極政党はもとより、共和国擁護派の諸政党の反撥を買うのは必至であ

った。それゆえ、この便法もまた、その実現のためには、大統領政府が非常事態計画に踏み切ることを不可避としたのである。

② 非常事態計画の浮上 しかしながら、パーベン、シュライヒャー内閣時点における大統領政府の非常事態計画は、もちろんこの憲法改正問題の隘路を突破する必要だけから浮上したわけではない。それは、そもそも第一義的には、大統領政府がますます深刻化する大恐慌と失業者の増大とに直面して、即効性のある積極的な景気浮揚政策 Ⅱ 雇傭創出政策を何としても実施する必要があることから生まれたものである。この点は後述するシュライヒャー内閣の基本政綱を見ればさらに明らかとなる。シュライヒャー内閣時点では、憲法改正問題は、その必要性がどれほど意識されていたにせよ、景気浮揚 Ⅱ 雇傭創出政策の実行に全力を傾注するために当面棚上げされたからである。

だが、その点はまたのちに触れるとして、いずれにしてもパーベン、シュライヒャー時代の大統領内閣は、当然のことながら、なによりもまず景気浮揚 Ⅱ 雇傭創出という、もはや遅滞を許されない直接的な政策課題を遂行するために、非常事態計画を構想せざるをえなかったのである。なぜなら、——大統領内閣は、右の喫緊の課題に着手しようにも、ナチスと共産党とが過半を制する反抗的なライヒ議会の破壊的な不信任決議案提出を含むありとあらゆる妨害工作に出会って立ち往生せざるをえない。もちろん破壊的な不信任決議案の提出にたいしては大統領の解散権の行使という合憲的な対処が可能であり、ライヒ議会解散中に憲法第四八条第二項にもとづく大統領の緊急令によって右の政策課題に着手することができる。しかし憲法第二五条第二項によれば総選挙はライヒ議会解散後六〇日以内に施行されねばならず、その短期間内では右の政策課題は十分遂行することができないし、そのうえいづれにしても、総選挙後召集され、やはり両極政党が議席の過半を占めることの確実なライヒ議会において例

の破壊的な内閣不信任決議の可決は必至であり、それだけでなく、いやそれと並行して、そして恐らくはその前に、右の政策遂行を正当化した大統領緊急令を失効させる議決がなされるだろう（憲法第四八条第三項によれば、前二項にもとづく大統領のラントにたいする強制執行および「公共の安寧・秩序」を守るための非常措置は、ライヒ議会の事後承認を必要とする）。それによつて大統領政府はふたたびライヒ議会解散等の對抗措置を講ずることができなければならない、同じ事態が繰り返されるだけであり、そうした悪循環はそもそも喫緊の政策課題の遂行の重大な障害となる。そこで、思い切つてライヒ議院総選挙を議院解散後六〇日以内と定めた憲法第二五条第二項を一時棚上げし、総選挙を議院解散後不定期間延期して、その間に大統領の緊急令によつて景気浮揚Ⅱ雇傭創出政策を実行する。しかし総選挙の不定期間延期を前提したライヒ議会の解散は、共和国擁護派の諸政党の反撥を招くだけでなく、場合によつては両極政党の武力行使をともなう実力的抵抗を呼び起こす可能性がある（ナチスの準軍事組織である突撃隊は一九三三年一月三〇日のヒトラー首相就任時に「兵力」七〇万に達していたし、共産党の「赤色戦線戦闘者同盟」は自称一五万だつたといわれる）。それによつては大統領の非常事態宣言（もちろん国防軍・警察の出勤に裏づけられた）をもつて對抗するほかはない。——このように考えられたからである。

さて、この景気浮揚Ⅱ雇傭創出の喫緊の課題を実現すべく反抗的議会の抵抗を排除するためにライヒ議院を解散して総選挙を不定期間延期するという非常事態計画は、パーペン内閣時代の一九三二年九月と十一月、それからシユライヒャー内閣末期の一九三三年一月二八日のつごう三回、大統領内閣によつて企てられる。

第一回目は、一九三二年七月末の総選挙でナチスが三七・四パーセントの驚異的な得票率を獲得して一挙にライヒ議会第一党に躍進し（共産党と合わせてライヒ議会議席の過半を制し）たという衝撃的事実に直面して企てられたものであり、第二回目は、その前回の総選挙によつて惹き起こされたライヒ議会の機能麻痺状況を何とか打開するた

めに行われた同年一月（六日）の総選挙によっても、（ナチスは得票率・議席を若干減らしたけれども）ナチス第一党の地位は揺るがず、共和国打倒を標榜する両極政党が議席の過半数を占めるライヒ議会の完全な機能麻痺状況は何ら変わらなかつたという、それこそワイマル憲法体制の非常事態に直面して企てられた。

その非常事態計画、すなわちライヒ議会の解散↓総選挙の不定期間延期↓大統領の非常事態宣言のプログラムを正当化するパーベン内閣の論拠は、E・R・フーバーの整理によれば、以下のとおりであった。——ライヒ議会が政府にたいして敵対的な議決を行う前に議会を解散し、ライヒ憲法第二五条第二項の規定にかかわらず総選挙を不定期間延期する（そしてその間必要によっては非常事態宣言を行う）という、この憲法の一時的棚上げ（*die Verfassungssuspension*）を含むライヒ政府の非常措置を正当化するものは、ライヒ大統領の超法規的な非常権限（*die überpositives Notstandsrecht*）にはかならない。（一九三二年）七月選挙以降憲法に敵対的な（両極）諸政党がライヒ議会の多数を占めるにいたり、その状況は一月選挙によっても変わらなかつた。その結果、ライヒ議会は完全な機能麻痺に陥り、ドイツ国は深刻な憲法の機能障害（*eine Verfassungstörung*）状況に陥つた。そうした危機的状況において、この機能障害から憲法を護り機能障害を克服するために必要な措置を採るのは憲法の番人たるライヒ大統領の権利であるとともに義務である。ライヒ議会において憲法に敵対的な諸政党がその過半数の地位を悪用し、似て非なる合法的手段によって国家諸機関の機能を麻痺させ、国家の統治可能性を破壊するにいたるならば、国民の選挙権も、ライヒ議会の国民代表権も、その正統な意味を失う、と。<sup>63</sup>

このパーベン内閣のライヒ議会解散↓総選挙棚上げ↓非常事態宣言を正当化する論理は一九三二年一月時点に練り上げられたものだが、その基本線は同年七月時点の措置、さらには翌年一月下旬のシュライヒャー内閣の同様の措置にも、当てはまるものである。

ところで、この非常措置を緊急避難としてやむをえないとする見解は、大統領政府側だけに見られたものではない。当時のプロイセン州首相で社会民主党員のオットー・ブラウンもまた、ワイマル共和国の最終段階には、ほぼ同様の認識に到達した。かれは、一九三三年一月六日——当時はすでにシュライヒャー内閣の時期である——、シュライヒャーにたいして、ライヒおよびプロイセン州の両統治業務を共同で担い、ライヒ議会およびプロイセン州議会を解散して両議会の選挙を翌年春まで延期し、その間に大統領の緊急令によって懸案の解決を急ぐとともに、ナチスの（ライヒおよびプロイセンにおける）権力奪取を共同で阻止しようと提案した。これは実質的には大統領政府の非常事態計画と何ら異なるものではなかった。<sup>67</sup>

しかしながら、一九三二年のパーベン内閣の非常事態計画は、ヒンデンブルク大統領および大統領府官房の全面的な支持があつたにもかかわらず、結局パーベン首相およびシュライヒャー国防相がそれに踏み切ることを躊躇したために、二度とも陽の目を見ることはなかった。<sup>68</sup>

九月の時には、パーベン首相が七月末総選挙後に召集されたライヒ議会本会議開会の劈頭、議会展散を宣して爾後の行動に移る手筈であつたにもかかわらず、かれが大統領の解散命令（むろん総選挙の不定期間延期を前提した）の携行を失念して狼狽する間に、例のネガティブな内閣不信任決議を通されて機先を制されるという不手際があり、結局かれはライヒ議会の解散にこぎつけはしたものの（法的には解散命令が不信任決議に優先する）、共産党提出の内閣不信任決議が（法的には有効でないとはいへ）五二一票対四二票（保留五票）の大差で可決されるといふ重大な政治的敗北をこうむり、そうしたライヒ首相の政治的威信のいちじるしい低落状況のもとでは、ただでさえ並々ならぬ覚悟と電光石火の行動力、堅忍不拔の精神を必要とする非常事態計画は、実行に移されるべくもなかったのである。<sup>69</sup>

ところが一月の時にはシュライヒャー国防相が躊躇した。かれはオイゲン・オット大佐を責任者とする国防省



国防軍局に非常事態計画に移った場合どんな事態が予想されるか、机上作戦計画(シミュレーション)を立てさせてみた。すると、その結論は、ライヒ全土ないしはベルリンその他の大都市でゼネラルストライキが勃発し、そうした全般的な不穏状況のなかで当時すでに数十万の兵力規模に膨れ上がったナチス突撃隊と十数万の共産党の赤色戦線戦闘者同盟とが同時に蜂起したなら、ヴェルサイユ条約によって兵力一〇万に制限され、しかもポーランドとの絶えざる国境紛争に備えて東部防備に兵力を割かねばならない国防軍の実力ではとても反乱を鎮圧できず、国内の治安を保つことができないというものであった。この結論を受けて、シュライヒャー国防相は二月二日のパーベン内閣の閣議でパーベン、ガイルの提案した非常事態計画に反対したのである。<sup>40)</sup>

ただシュライヒャーがパーベンの計画に反対したについては、さらに大きな理由があつた。シュライヒャーはこの時すでにパーベン内閣を見限つていたのである。

よく言われるように、シュライヒャーはたしかに一九三二年六月二日のパーベン内閣成立に少なからざる役割を果たした。<sup>41)</sup>しかし、かれはこの内閣発足後直ちに明かとなる同内閣の圧倒的な不人気を見て——それは先に見た同九月のライヒ議会における共産党提出の内閣不信任決議の結果(賛成五二票、反対四二票、保留五票)のうちに端的に示される——、この内閣の孤立無援の現状では、深刻化する一方の経済的社会的危機の乗り切りも、そのために必要な非常事態措置も、その実行はとも覚束ないと判断するにいたり、<sup>42)</sup>まずはパーベン内閣の院内外における支持基盤の拡大をはかるが、<sup>43)</sup>ナチスと共産党とが牛耳るライヒ議会の機能麻痺状況を打開できなかった同年一月総選挙のあとには、独自の「政党横断戦線構想」(Querfrontplan)(後述)を追求するとともに、パーベン内閣の更迭を目ざすようになる。かれがその更迭の必要性を公式に表明するのは、右の総選挙のあと、同内閣が大統領にたいして総辞職の意向を具申する決意をした一九三二年一月一七日の閣議においてである。そのときシュライヒャー

は、ライヒ内閣がみずからにこうむつた社会的政治的「反動」の汚名を返上するためには、首相および若干の大臣の交代がぜひとも必要であると主張した。<sup>44)</sup>

ただ、この時点では結局ヒンデンブルク大統領がパーベンに首相統投を命じたために、パーベン内閣は存続し、その結果先に見た第二回目の非常事態計画の立案ということになるのだが、シュライヒャー国防相の意中は変わらず、しかもかれは後述する「政党横断戦線構想」へのナチスのグレゴール・シュトラッサー派の取り込みを模索していたため、その試みが成る前にナチス突撃隊を一網打尽にする非常事態計画には賛成することができなかったのである。例の国防省国防軍局のシュミレーションも、あるいはこの国防相の意を受け、それに合わせて作られたものであったのかも知れない。が、いずれにしても、国防相および国防省国防軍局の反対にあつてパーベン内閣は非常事態計画を断念し、一九三二年一月三日に総辞職する。

③ 政党横断戦線構想　そこでパーベンのあとを受けライヒ首相に就任したシュライヒャーは、「政党横断戦線構想」(Querfrontplan)の実現に向けて全力を傾注することとなる。

「政党横断戦線構想」というのは、一方では、一九三二年七月総選挙におけるナチスの大勝以後、党内で政権参加の方式をめぐり、終始一貫みずからのライヒ首相就任とナチスによる政権の排他的指導を主張するヒトラーにたいして、「他党派との協調」を唱え、実際にも労働組合諸派や社会民主党系の「国旗団」の指導部とのあいだで危機打開のための「労働組合枢軸」を結成する動きを見せていたナチスの党組織部長グレゴール・シュトラッサーを大統領政府支持勢力へ取り込んで、ナチスを分断するとともに、<sup>45)</sup>他方では社会民主党系の自由労働組合やキリスト教系の労働組合と手を結んで、いわばナチス左派から社会民主党右派までを打つて一九とした国民的統一戦線を構成し、こうして極右極左の両勢力に対抗する大統領政府の大衆的支持基盤を作つたうえで、必要に応じて非常事態

体制に入り、その間に政府が大統領の緊急令によって景気浮揚＝雇傭創出の急務を成し遂げようとするものである。<sup>69)</sup>

このシュライヒャーの構想は、一九三一年秋にハルツブルクに結集したヒトラー＝フーゲンベルク (国家人民党) 枢軸の右翼的国民戦線 (「ハルツブルク戦線」) のそれとも、またのちにヒトラーの権力掌握後コミンテルンの方針転換 (一九三五年コミンテルン第七会大会におけるデIMITロフ報告) によってフランス、スペインで追求されることとなる共社枢軸の左翼的な「人民戦線」のそれとも異なる、第三の国民戦線であった。<sup>69)</sup>

それからもう一つ、このシュライヒャー構想の特徴は、統一戦線の政策綱領を *Arbeit schaffen*、「雇傭創出」の一点に絞ったことである。パーベン内閣の二度の非常事態計画にさいしては、パーベン、とりわけ内相ガイルは、現下の緊急課題 (景気浮揚＝雇傭創出) だけでなく、例の破壊的不信任決議の禁止や選挙法の改正、ライヒープロイセンの二重性の解消など懸案の憲法改正事項をも、ライヒ議會の一時棚上げ→非常事態布告中に大統領の緊急令によって一気に解決しようする思惑を (もちろんパーベンやガイルたちは然るべき時期に特別の国民議會を召集して憲法改正のサンクシオンを得る所存ではないが)、そこに混入させていた。しかし憲法改正問題は、先にも見たように、ワイマル中期以降改憲の必要性を認めていた保守派からリベラル派にいたる広範なグループのあいだでも、その具体的改正点、改正手続をめぐっては意見の分かれる厄介な問題であり、ましてフレンケルによって「憲法フェティシズム」とさえ論難された護憲派の社会民主党や中央党首脳部の容易に受けつけようとはしない難問であった。パーベン内閣の二度の非常事態計画の立案にさいし国防省国防軍局長オイゲン・オット大佐を介して政府の一種の法律顧問役を演じていたカール・シュミットは、E・R・フーバーによれば——かれは当時シュミットの政府顧問活動の一时的な助手を勤めていた——、非常事態計画のなかに憲法改正問題を持ち込むことにたいして時期尚早で不適切との

見解をいだいていたようである。そうした経緯もあって、一九三二年後半の二度にわたるパーベン内閣の非常事態計画の立案にさいしては、パーベン、ガイルは計画のなかに憲法改正問題を組み込みに関して閣内の意思統一をはかることができなかつた。フーバーもまた結局パーベン内閣が閣議として決定した非常事態計画はいずれも憲法改正問題とは直接には無関係だつたと記している。しかしながら、一般には大統領内閣がいわほどさくさに紛れて憲法改正を強行しようとしているとの印象が広まつており、そこでシュライヒャーはそうした疑念を一掃するため、ライヒ首相就任にあたって、「政党横断戦線」の政策目標を *Arbeit schaffen* の一点にしぼると明言したのである。かれはすでにライヒ首相就任前の一九三二年一月二十九日に、社会民主党代表との会談で、かりに事態が非常事態宣言の布告に立ちいたらざるをえなくなつた場合にも、大統領内閣がこのライヒ議會会棚上げ期間を利用して憲法改正を強行するようなことは決してしないと約束した。

さて、以上のようにシュライヒャーの「政党横断戦線構想」は、その結集範囲、政策目標ともにかなり思い切つたものであり、ナチスのシュトラッサー派や労働組合諸派、国旗団等の危機突破のための「労働組合枢軸」を結成する動きとも連動していたが、しかしながら、結局この構想は挫折する。一方では、グレゴール・シュトラッサーがナチス内部でヒトラーとの権力闘争に敗れて党を追い出されるし、他方では、シュライヒャーに協力する用意のあつた社会民主党系のドイツ労働組合総同盟議長のテオドア・ライパルトや同副議長ヴィルヘルム・エガールト、同じく社会民主党系の共和国防衛組織「国旗団」団長カール・ヘルターマンなども、オットー・ヴェールスやルードルフ・ブライトシャイトら社会民主党首脳部によって、「目に見えない亜流のファシズム」を体現するシュライヒャーと手を組むなどもつてのほかだとして、反シュライヒャーの党規律に服せしめられたからである。

そこでシュライヒャーは、やむなく一九三三年一月二八日、差し迫つたヒトラーの権力奪取を阻止するために非

常事態宣言の布告をヒンデンブルク大統領に要請する。これが大統領内閣の第三回目の非常事態計画である。だが、今度はヒンデンブルクが首を縦に振らない。シュライヒャー君、君は昨年一月には部下にシュミレーションをやらせてパーペンの計画に反対したではないか、事態はその後変わったのかね、と。

ただこの時には、すでに前首相パーベン——かれは自己の首相解任に関してシュライヒャーに含むところがあった——、大統領府官房長オットー・マイスナー、ヒンデンブルクの子息オスカー・フォン・ヒンデンブルクなど大統領の側近たちは、シュライヒャー内閣がやはり議会諸政党からの孤立状況——ただし、右に見たように、諸政党傘下の労働組合その他の諸団体からの孤立ではない——を脱け出すことができないのを見て、国家人民党のフーゲンベルクとも語らい、もはやライヒ議会第一党のナチスを大統領政府に取り込む以外に窮状打開の道はなく、しかもこの時点ではヒトラーの年来の強硬な主張であるライヒ首相就任要求を呑む以外に方策がないと判断しており、その線でヒトラーと交渉を重ねると同時に、ヒンデンブルク大統領にもその旨を進言し、大統領の諒解を得ていたのである。つまり、ヒンデンブルク大統領とその側近たちとは、すでにヒトラー首相のライヒ内閣の成立に向けて動きだしており、シュライヒャーに見切りをつけていたのであった。

ヒンデンブルクは、一九三二年八月一三日と十一月一九日・二一日との二回、ヒトラーと会談し、ヒトラーから首班要求を突き付けられながら、「他の諸政党にたいしてきわめて不寛容な一政党に全政府権力を委ねることは、神と自己の良心と祖国とにたいして、余の責任の負いえざるところである」（八月会談後のヒンデンブルクの言明）<sup>69</sup>として、それを二度とも撥ねつけたのであったが、今回三度目には、パーベンとマイスナー、オスカー・フォン・ヒンデンブルクの強い説得を受けて、ヒトラーの要求に屈したのである。<sup>67</sup>

ところで、ここで問題になるのは、一九三三年一月二八日にシュライヒャーの企てたそれをも含めて、このワイ

マル末期の大統領内閣の非常事態計画がはたして成功の見込がなかったものなのかどうか、ということである。それを判断する客観的根拠として当事者のあいだでそれなりの説得性をもつものとして扱われたのは、前年一月末に国防省国防軍局の作成した例の机上作戦計画であった。その結論は、非常事態宣言は直ちにドイツ全土にゼネラルストライキの渦を呼び起こし、それに呼応してナチス突撃隊と共産党赤色戦線戦闘者同盟とが一齐に蜂起するだろう、そうなればドイツ国防軍の力ではこの内乱をととも鎮圧できない、というものである。このシュミレーション結果を理由にシュライヒャーはパーペンに反対したし、ヒンデンブルクはシュライヒャーに反対した。だが、問題は、はたしてそのシュミレーションがどこまでの蓋然性を有するものであったか、ということである。

ドイツ現代史家のH・A・ヴィンクラーはそのシュミレーションがむしろ「ありそうにない」(unwahrscheinlich) 想定だったとしている。かれは第三回目のシュライヒャーの非常事態計画に関してつぎのように記している。非常事態計画は「ナチスおよび共産党の大衆的抗議を喚び起こしたであろうことはまず確実である。しかし諸派の労働組合が『社会的将軍』『シュライヒャー』にたいするゼネラルストライキを呼びかけたであろうことはおよそ考えられないことである。そして社会民主党やカトリック諸政党『中央党とバイエルン人民党』、自由主義系諸新聞は総選挙を一九三三年秋まで延期することにたいして抗議はしただろうが、かれらがそれにたいする暴力的抵抗を容認したであろうということは絶対に考えられないことである。こうした状況のもとでは、内乱はむしろありそうもない( eher unwahrscheinlich) 事柄であった」と(「」は引用者)。

ハーゲン・シュルツェもまた右のシュミレーションが「全くありそうにない状況」(eine ganz unwahrscheinliche Konstellation) 設定だったとして、つぎのように述べている。そのシュミレーションは「全政党とその準軍事団体とが政府にたいする公然たる反乱に立ち上がり、ドイツ全土でゼネラルストライキが勃発し、その機会をとらえてポ

ーランド人が東プロイセンを攻撃するという最悪のケース」を想定しているけれども、「そうした事態は全くありそうにない状況」である。なぜなら、大統領政府が非常事態を宣言したとしても、第一に、労働組合は、つい数カ月前のパーベンのいわゆるプロイセン・クーデタにさいしてのその反応を見れば明らかのように、ゼネストに立ち上がる用意はないだろうからであり、そればかりか第二に、もしかりにナチスと共産党とが武装蜂起した場合、「国旗団」「社会民主党系の共和国防衛組織」と労働組合諸派は明らかに国防軍支持に回るだろうからであり——「かれらはその場合には国防軍を支持すると約束した」——、第三に、プロイセン州警察も、「社会民主党ブラウン首班のワイマル連合政府の指揮下にあるがゆえに」「オット大佐「国防省国防軍局長」によつて信頼できないとして度外視されている」けれども、文句なく国防軍の側に立つだろうからであり、最後にポーランド人の侵攻は最もありそうにない事柄だからである、と。<sup>69</sup>

筆者にはこのヴィンクラーやシュルツェの見解が説得力をもつように思われる。すでに見たように、すくなくとも一九三二年の夏からナチスのシュトラッサー・グループと社会民主党系およびキリスト教系労働組合とのあいだで——社会民主党系の国旗団をも巻き込んで——「労働組合枢軸」形成の動きがあり、それと連動してシュライヒャーとこれら諸グループとのあいだで「政党横断戦線」結成の協議が進行していたし、さらにはプロイセン州政府ブラウン首相とシュライヒャーとのあいだでナチスに対抗するライヒープロイセン両政府の共同行動に関する話し合いが進められていたのであるから、これらの動きが結局のところすべて実を結ばなかったとしても、大統領政府が非常事態計画を断行した場合（おそらくは三回とも）、各系統の労働組合がそれについて抗議ゼネストを呼び掛けるようなことはしなかったばかりか、非常事態計画にともなう国防軍の行動を支持するか、もしくは少なくともそれについて好意的中立の態度をとったであろうことはまず確実だし、ブラウン州政府指揮下のプロイセン州警察

も国防軍に協力を惜しまなかっただろう（社会民主党や中央党、リベラル系諸政党が暴力的抵抗を容認しなかっただろうことはいうまでもない）。それに、そもそも赤色戦線戦闘者同盟とナチス突撃隊との同時蜂起ということも決して確率の高い想定とはいえない。共産党はすでにワイマル初期に不毛な一揆を繰り返して失敗した苦い経験を——表向きの大言壮語とは裏腹に——引きずっていたはずであるから、同党はゼネストを呼びかけたり大衆的な示威行動を組織したりはしただろうが、敢えて武装蜂起に踏み切る用意がこの党にあったかどうかははなはだ疑わしい（大体一九一七年ロシアのボリシェヴィキの一〇月蜂起にさいしても、スターリンやジノヴィエフ、カメネフは躊躇したのである）。しかもナチスと武装行動をとるということになれば——一時的なストライキにおける共同行動ではなく——、当時まだ社会民主党主敵論に立っていたドイツ共産党指導部もコミンテルン指導部も、さすがに二の足を踏まざるをえなかっただろう。また、ナチスについて見ても、たしかにシュトラッサーは結局党を追いつけられるが、しかし党内でのかれの影響力は、ヒトラーの政権奪取の時点、さらには一九三四年六月三〇日のヒトラーとその親衛隊による突撃隊幹部襲撃事件までは（その時シュトラッサーもシュライヒャーも突撃隊指導者レームたちは無関係に殺害される）、まだかなり残存していたはずであるから、大統領政府が断固として非常事態計画に移った場合、ナチス突撃隊が文字どおり結束して武装蜂起できたかどうかはやはり疑問である。こうした次第で、筆者にはヴィンクラーやシュルツェの見方が妥当なように思われるのである。

だが、これはいずれにしてもイフ・ヒストリーの領域に属する臆測の事柄である。未発に終わった非常事態計画が実行に移された場合、実際にどんな事態が出現したかは、もちろん誰にもいうことができない。要は、その計画が——端的にはその成否にかかわらず——実施されるべきであったと見るかいなかである。筆者はそれが迅速果敢に実行されるべきだったと考えている。なぜなら、のちにも見るように、当時それ以外にヒトラーの権力掌握を阻



止する手だてではなかったからである。オット大佐ら当時の国防省国防軍局のシュミレーションを unwahrscheinlich だとするヴィンクラーやシュルツェの見解は、右の判断を補強してくれるものではある。

④ 委任的独裁か主権的独裁か しかしパーベン、シュライヒャーの非常事態計画は、なんといっても「独裁」をもたらずものではなかったか。

ヴィンクラーは、非常事態計画が実際に施行された場合、シュライヒャー内閣は——パーベン内閣でも同じだが——事実上「軍事独裁」政権に移行し、国防軍が「執行権力の実際の担い手」になっただろう、と推測している。これにたいしてE・R・フーパーは、別の関連で別の研究者を相手にはあるが、「軍事独裁」への移行の可能性を否定している。「シュライヒャーは、その師グレーナー」「ミュラー内閣、ブリューニク内閣の国防相」と全く同様に、ライヒ国防相としてであれライヒ首相としてであれ、国政舵取の行為領域のなかにいささかでも軍事優位の発想を持ち込むようなことはしなかった人物である。シュライヒャーはたとい期限付きであろうと『軍事独裁』の樹立を目ざしたなどということとはただの一度もない。周知のように、かれは首相就任にさいして「人は銃剣のうえに座ることができない」と言明した。これは軍事独裁の峻拒を簡明に定式化した表現以外の何ものでもない。……ワイマル時代に何らかの形で軍事独裁政を考えた將軍が何人かいたかどうかの問題はここでは触れないでおこう。ともあれシュライヒャーは……(軍がたんに政策の執行を担当するということとどまらずに)政策全体の方向づけを与えるという意味での軍主導の問題解決を主張するということとはおよそ縁遠い人物であった。かれの政党横断戦線構想がまたそれを物語っている。云々」(「内は引用者」)

もっとも、ヴィンクラーの主張の力点は、シュライヒャーの非常事態計画が軍事独裁を招来しただろうということ、そのことにあるのではない。かれの力点は、シュライヒャーの非常事態計画は「事実上の軍事独裁」をもたら

しただろうが、しかしそれこそ「ヒトラーの独裁を防ぐ最後の救済手段」(die faktische Miliardiktatur als letzte Rettung vor der Diktatur Hitlers)だったと言おうとする点にある。<sup>63</sup>

それにしても、たしかにシュライヒャー政権が「軍事独裁政権」になったかどうかは等閑に付することのできる問題ではない。その点ではむしろ筆者にはヴィンクラーの主張がややスローピングに過ぎ、同時代を生きシュライヒャーをはじめドイツ軍部の行動様式をよく識っていたフーバーの見方の方に分があるように思われるのだが、むしろそれに関して確たる判断を下せる材料があるわけではない。だが、ともあれ、他方でシュライヒャーの意図がフーバーの言うとおりだったとしても、非常事態計画の発動にさいして国防軍が重要な役割を果たしたであろうことは確かである。非常事態宣言布告後の大統領政府が「事実上の軍事独裁政権」になったかどうかはともかく、それが国防軍の働きに依拠した大統領「独裁」になったことは明らかである。また、それがそもそも「非常事態」なるものの意味するところである。

今日、人は独裁という言葉を耳にただけで、忌避と嫌悪の念を隠そうとはしない。それにはもちろん二〇世紀の経験に照らして十分すぎる理由があるのだが、それにもかかわらず、歴史には非常の時があり、非常の時は非常の措置を要求するから、独裁という非常の措置が歴史的に避けられず、また必要となる時機はやはり存在する。

問題はその「独裁」が本質的にはいかなる政治的性格の「独裁」であるかということである。

ところで、「独裁」の問題について今日古典的となった考察を加えたのは、周知のようにカール・シュミットである。かれは「独裁」(die Diktatur)とはたんなる恣意的専制の謂いではなく主権者からの「委任」、「委託」(eine Kommission)の行為であるとす<sup>64</sup>るのだが、その独裁を「委任的独裁」(die kommissarische Diktatur)と「主権的独裁」(die souveräne Diktatur)との二つに分けて考えた。

「委任的独裁」とは、シュミットによれば、現憲法と憲法によって制定された権力とにより、憲法の明文の規定によって委任され、国家と憲法体制との非常事態の出現にさいして、国家と国民との安寧秩序、すなわち現憲法体制そのものの存立を維持し防護するためになされる、非常緊急の権力行使である。それにたいして「主権的独裁」とは、「既存秩序全体をその行動全体によって除去されるべき状態と見な」し、したがって「現憲法にもとづくのではなく、招来されるべき憲法にもとづく」独裁である。それは「制定された権力」からの委任によるのではなく、「憲法制定権力」（近代においてはすなわち「国民」、とシュミットは考えている）の「代理的」委託にもとづく独裁である。もちろんこの独裁も、「独裁」とはたんなる恣意的専制ではなく「受任」、「委託」の行為であるという「独裁」の本義に照らして、一定の限定された目的をもつ。その目的とは「招来されるべき憲法」の「起案」であり、その起案が終われば、この独裁もその任務を終了するとされる。<sup>69</sup>

この二種類の独裁の区別およびその概念規定はそれ自体としては明快なものである。しかしそのうち「主権的独裁」の概念は、以下に見るように、その正統性根拠を問題にするととき、多くの難点を含むものであることが明らかとなる。

「主権的独裁」は「制定された憲法」およびその「憲法によって制定された権力」の委託にもとづく独裁ではなく、「憲法制定権力」の「代理的」委託にもとづく独裁である。だが、「憲法制定権力」はシュミットによれば「国民」であり、「国民」は「憲法制定権力」の担い手としては、したがって「制定された憲法」、現憲法を超越する存在としては、「それ自体はいかなる形態にもとらえられることなく〔だから現憲法をも超越するのだが——引用者〕、永久に新しい形態を生み出し、形態なくしてあらゆる形態を形成する、一切の形態の尽きざる根源」、<sup>69</sup>「形態なき形成者」(das "formlos Formende")<sup>69</sup>である。つまり、「国民」は「憲法制定権力」の担い手としてはアモルフで不定型な存

在である。そうした不定型な存在の「代理」(Representation)、不定型な存在からの「受任」の正統性根拠は、厳密な意味においては、通例事前には存在しないも同然であり(事後的にもはなはだ多義的な解釈にさらされる。だからおよそ「革命」は「永久革命」に転化する必然性を内包する)、したがって、そうした「代理的」委託はそれ自体としては「主権の独裁者」のたんなる僭称にすぎない場合がはなはだ多い。しかもその「委託」は、委託する——とされる——者がそもそも不定型なのであるから、「内容的には限定されることができない」(inhaltlich nicht zu begrenzen ist)<sup>69</sup>。たしかに「委託」は「真正な」——と称されるのだが——新憲法の起案という目的に限定されており、その目的が達成されれば、その「委託」の任務は終了するとされるけれども、その目的の範囲内においては「受任」者は新憲法の内容を自由に形成することができ、したがって「恒常的独裁」(Dikatur in Permanenz)<sup>70</sup>を実質的内容とする憲法を起案することもできる。また、たしかにその「起案」はアクラマツイオンその他の形で「国民」の事後的承認を要するが、しかし、その事後的承認が「国民」の「自由に表明された意思」にもとづいてなされることへの保障はない。

このように見てくると、「主権的独裁」が、その「授權」の正統性根拠の疑わしさのゆえに、実はそもそも「授権的」「委託的」な例外的絶対的権力行使という「独裁」の本義に反した、超憲法的・前憲法的な恣意的専制となら異ならない体制に転化する危険を内包していることが、明かとなるだろう。それゆえ、近世初頭に「独裁」について深い考察をめぐらしたジャン・ボダンが「委任的独裁」に局限して「独裁」概念の「法律的基础を樹立した」<sup>71</sup>のは、むしろ当然であった。また、シュミットの教えを受け、ワイマル末期にシュミットの部分的な助手役として大統領政府の非常事態計画の法律問題に関して国防省のオット大佐と接触した経験をもつエルンスト・ルドルフ・フーバーも、『一七八九年以後のドイツ憲政史』のワイマル期を扱った諸巻では、——「主権的独裁」概念の以上

のような問題性をそれとして指摘しているわけではないけれども——、実際にはその概念を「全体主義的独裁」(totalitäre Diktatur)とほぼ同義で用いている。人が通常概念的厳密さを顧慮することなく「独裁」という場合、その言葉は結局この「主権的」＝「全体主義的」独裁の意味で使われているのである。

だが「委任的独裁」はこの「主権的独裁」、だから人がふつう謂うところの「独裁」とは明確に区別されるし、また区別されなければならない。それは人が通常その言葉によって想い浮かべるところの「独裁」とは異なるのである。シュミットの「独裁」論は、その「主権的独裁」概念に上述のような難点を含むにもかかわらず、この違いを明確にした点で功績があるといえよう。

さて、このシュミットの区別に照らしてみた場合、ワイマル末期の大統領政府の企てた非常事態計画は、「軍事的独裁」であろうとなかろうと、「委任的独裁」であるか、それとも「主権的独裁」であるか。いうまでもなく、それは、「公共の安寧秩序を回復する」ためにライヒ大統領が「必要あるときは兵力を用いる」ことをも含む「必要な措置」を採用することを認めたワイマル憲法第四八条第二項にもとづく、「委任的独裁」であった。

ワイマル末期のライヒ議会は、究極目標を異にしながらもワイマル憲法体制打倒の一点において当面の目標を同じくする右左の両極政党に多数を握られたことにより、「代表をつうじての国民的統合」およびそのうえに立った統治能力のある政府の形成という、憲法に定められた国家の最高機関としての役割を果たすことができなくなったばかりか（建設的な行為能力の完全な喪失）、破壊的不信任決議をはじめ、ネガティブな議決を繰り返して、未曾有の経済的社会的政治的危機を克服するために政府の断行せねばならない喫緊の諸施策実施の妨害ばかりをこととするにいたった。しかも街頭では極右極左の準軍事団体による騒擾が部分的には内戦状況を呈するまでに猖獗を極めている。これはワイマル国家と憲法体制との非常事態であり、非常事態は非常な措置によって切り抜けれなければ

ばならない。そもそも国家は非常の時にみずからとその憲法体制とを救出するための非常措置をとる超法規的な緊急権 (ein überpositives Notstandsrecht) を有している。超法規的権利といえども法的権利である (国家は自己を維持する非常の権能を有する) —— 個人にも危急にのぞんで緊急避難の権利があるように —— というのは「超法規的な法の根本命題」<sup>51</sup> (iberpositiver Rechtsgrundsatz) であつて、フーバーによれば、ワイマル共和国初代大統領のエーベルトもまた、プロイセンの憲法紛争時代のビスマルク同様、この命題に依拠して、共和国初期の相つぐ政治的・経済的危機にのぞんで憲法第四八条の適用を躊躇しなかつたのである<sup>52</sup>。しかしながら、法治国家の枠組が最大限守られなければならない以上、この法的権利 (緊急権) は可能な限り法律的権利として実定法のなかに組み込まなければならない。そしてその緊急権を行使する者は最大限その実定法的規定に従つて措置を講じなくてはならない。戦争と革命との硝煙のなかから成立したワイマル憲法はそうした緊急権を第四八条のなかに盛り込んだ。パーベン、シュライヒャーの大統領内閣は、ワイマル末期の共和国と憲法体制との非常事態にのぞんで、共和国と憲法体制とを救うために、その条項に依拠し、その条項を最大限活用すべく、非常事態体制を敷こうと企てた。その企ては「委任的独裁」の行為であり、「合憲的」独裁 —— もちろん「委託的」「受任的」な例外的絶対的権力行使という意味における「独裁」 —— の行為である。

ところで、その行為が「合憲的」であるという点に関しては、若干の限定を付けることが必要である。というのは、繰り返し見たように、ワイマル末期の大統領内閣の非常事態計画は、総選挙の不定期間延期を前提としたライヒ議会の解散、ライヒ議会の棚上げと一体をなすものとして立案されたものであり、総選挙の不定期間延期は、ライヒ議会解散後六〇日以内の総選挙の施行を命じたワイマル憲法第二五条第二項の規定に明らかに抵触するからである。

もしこの非常事態計画のなかに、パーベン内閣のガイル内相らがとくに主張したようなライヒ議会の破壊的な不

信任決議の禁止やライヒプロイセンの二重性の解消、選挙法の改正、二院制の設置等の憲法改正事項の大統領政府による先取りが組み込まれたならば、問題はさらに複雑になっただろう。たしかにガイルたちも、かつてプリューンクが考えたような君主制の復活を論外としてワイマル憲法の共和制の精神を維持することを当然の前提とし、ただその共和制の *Reichparkei* を強化するために右のような憲法修正が必要だと考えていたとしても、その修正事項は第一の項目を除いてきわめて *disputable* なものを含んでおり、そうした *disputable* な修正を取って非常事態体制のなかで大統領の緊急令によって断行し、あとで然るべき時期に国民による事後承認を得るということをするならば、その修正の先取りは、新憲法の先取りほどではないにせよ、やはり何らかの意味で「主権的独裁」の要素を含まざるをえなくなるだろうからである。だが、ガイルらの主張はパーベン内閣全体の合意を得ることができず、同内閣は実際には危機克服のための実質的な緊急的諸施策の遂行に目標をしばって非常事態計画を立案したが、さらにシュライヒャー内閣はおよそ非常事態計画への憲法改正事項の混入を一切排除する方針を明確にした。したがって、ワイマル末期の大統領政府の企てた非常事態計画が内包する憲法問題は、結局、第二五条第二項にかかわる問題にしばられる。

さて、この条項に関する限り、ライヒ議會解散後の総選挙を不定期間延期して非常事態を布告するという大統領政府の方針は、明らかに憲法の規定と抵触する。しかし当時の危機的な限界状況のもとでは、その抵触は緊急避難としてやむをえないというのが、大統領政府側の見解であつただけでなく、プロイセン州政府首相オットー・ブラウンや国法学者エルンスト・フレンケルなど、比較的とらわれのない発想をする社会民主党員たちの判断でもあつた。<sup>44</sup> この判断はおそらく妥当であつた。なぜなら、憲法第二五条第二項という憲法的一条項に抵触し、それを棚上げしてでも非常事態体制に踏み切らなければ、ワイマル憲法体制そのものを救い出すことができず、選挙で三十数

パーセントの有権者の支持を得、やがて七〇万になんんとする準軍事団体を擁するナチスとヒトラーとの「主権的」<sup>11</sup>「全体主義的」独裁を阻止することができないとするのは、このワイマル末期の異常な危機状況のもとでは、十分根拠のある見方だったからである。

カール・シュミットも一九二八年の『独裁』に記している。「委任的独裁は、憲法の具体的存立を守るために、その憲法を具体的な仕方でも棚上げする。この論法は古くから繰り返されてきた（リンカーンによって最も多く、また最も激しく）。憲法の存立が脅かされた場合には、憲法の一時停止によって、その存立が保障されなければならない」と。「委任的」独裁は、特定の憲法を、その憲法を廃棄しようとする攻撃から守る。・・・憲法は、その効力を維持したまま、停止されることが可能である。なぜなら、停止はただ具体的例外を意味するにすぎないからである。「<sup>12</sup>」は引用者）。

ワイマル共和国最終段階の特徴は、この「憲法を廃棄しようとする攻撃」が徹頭徹尾合憲的形式をよそおってなされたことである（破壊的な憲法形式主義<sup>13</sup>）。それが可能となったのは、いうまでもなく、その終局的思惑において相反する両極政党がライヒ議会の過半数を制するにいたったからである（両極政党は「自由を廃棄するための闘争に自由を悪用した」し、その「戦略は、憲政の正常な運営を攪乱し、最終的にはそれを完全に麻痺させることに置かれていた」<sup>14</sup>）。そこから、大統領政府としては、憲法の全体としての効力を回復するために、ライヒ議会を一時棚上げすべく、憲法的一条項への抵触が不可避となったのである。この措置は、Verfassungsnotstand（国家と憲法体制との非常事態）の危機にのぞんで国家と憲法体制との存立を保持するために「憲法の番人」たるライヒ大統領（ワイマル共和国初代大統領エーベルトの言葉<sup>15</sup>）に留保された緊急避難の超法規的権利（ein überpositives Notstandsrecht）であり、しかもその超法規性を憲法的一条項の停止というミニマムに抑えるすぐれて限定的な「独裁」の行為であった。



(四) ヒトラー独裁を防ぐ最後の手段としての大統領政府体制および  
(五) 大統領政府体制の挫折の結果としてのヒトラー独裁

① ヒトラーの「主権的」||「全体主義的」独裁達成のプログラム ところで「破壊的な憲法形式主義」のかなたに控えていたものは「主権的」||「全体主義的」独裁であった。

ヒトラーは、自党が一九三〇年の九月総選挙において地滑りの勝利をほくし一躍ライヒ議会第二党に進出してからは、そして決定的には一九三二年七月総選挙で押しも押されぬライヒ議会第一党の地位を獲得してからは、明らかにライヒの政権奪取を目ざすようになる。もちろんナチスの政権参加は、同党がどれほど選挙戦で勝利したにせよ、単独で有権者の過半数の支持を得るというにはほど遠かったのであるから、大統領内閣への入閣の形をとるものであろうと、議会制的手続にしたがうものであろうと、他の諸政党・政治諸勢力との連立・協同なしには不可能である。しかしヒトラーは、大統領政府や他の政党(中央党)からの入閣交渉や連立政権交渉が持ち上がるたびごとに、終始一貫、首相および司法、内務、教育、宣伝、運輸(とりわけ航空)を支配下に置く枢要のライヒ閣僚ポストを要求するという「排他的要求」に固執した。<sup>81)</sup> ヒトラーにしてみれば、一旦かれがライヒ内閣首相となり、かれとその配下のナチス閣僚とがライヒの権力ならびに教育、宣伝、コムニケーションの中核を掌握したならば——しかもかれのライヒ権力掌握の要求はつねにプロイセン政府権力の掌握の要求と不可分一体であった。かれは少なくともプロイセン州政府首相と内務・司法相、農業相のポストはかれないしかれの指令に絶対服従するナチス黨員に確保しておこうと考えたのである。<sup>82)</sup> ——、ライヒ政府(およびプロイセン政府)の指導権を一手に掌握し、それに逆らい異を唱える連立相手ないし協同相手は、いずれ何らかの形で断固として排除し、追い落とす腹づもりであった。<sup>83)</sup>

絶対的な「指導者原理」は、「国家と党との本質的同一性」というかれのコンセプトからすれば、なにもナチス党だけでなくドイツの民族共同体全体の指導原理でもあるべきものだったからである。これを要するに、ヒトラーは、まさに「主権的」＝全体主義的独裁への道を、表向き合法的形態で追求しようとしていたのである。

このヒトラーの意図をほとんど本能的に察知していたからこそ、ヒンデンブルクは、一九三二年後半のヒトラーとの二度の会談で、ヒトラーの首班要求を二度ともカテゴリーシユに拒否したのであった。「他の諸政党にたいしてきわめて不寛容な一政党に全政府権力を委ねることは、神と自己の良心と祖国とにたいして、余の責任の負いえざるところである」と（前出）。

ヒトラーがその「不寛容」をどんな方法で実現しようとするかは、一九三二年一月一九日のヒンデンブルクーヒトラー会談と、それから一九三三年一月下旬にパーペン、フーゲンベルク、大統領府官房側とヒトラーとのあいだで行われた一連の会談（そこでシュライヒャーの更迭とヒトラー首班内閣の成立が決められた）とにおいて、ヒトラー自身がそれを明確にしている。

前者のヒンデンブルクーヒトラー会談では、ヒトラーは、ヒンデンブルクにたいして、みずからのライヒ首相就任とかれおよびナチス党による国家「指導」の承認とを要求したあと、国家はその時々々に大統領の緊急令によって統治されるべきものではないから「ヒトラー自身は共産党と手を組んでパーペン、シュライヒャーをそうした立場に追い込んだにもかかわらず」、自分はライヒ首相に就任した暁には、一定期間持続して自分に統治の全権を与える「授權法」(Ermächtigungsgesetz) の制定をライヒ議会に要求するつもりだ、と語った<sup>85</sup>。

後者の会談ではヒトラーは、ライヒ議会の解散↓総選挙を恐れるフーゲンベルクたちにたいして、ヒトラー首班内閣成立後、可及的にすみやかなライヒ議会の解散と総選挙の実施とを要求した。その狙いは以下の点にあった。

まず第一に、議会解散後新選挙実施までの二ヶ月間を利用して(この点ではヒトラーは、新選挙延期という政敵の企図を砕くために、意図的に憲法第二五条第二項を遵守しようとしたのである)、ヒトラーは突撃隊と全党組織とを総動員し——もちろん場合によつては直接の暴力行使も辞さない——、ナチス独裁樹立のためにかれが必要と考える政治的力関係の変化をもたらすことができる。第二に、他方では、かれは、このライヒ議会解散中に、ライヒ大統領に迫つて、憲法第四八条にもとづくその全権を利用してナチスの権力固めに必要な一切の法改正を行わせることができる(この場合には憲法第四八条に依拠した大統領の緊急権行使はいうまでもなく「主権的独裁」の性格を帯びる)。第三に、ヒトラーとナチスとは、選挙戦においてライヒ首相を擁立する第一の与党としての強みを存分に發揮し、その利点を表裏ともにフルに活用することによって、自党の大勝利を期することができ、かくして、さしあたりは断念せざるをえなかつたライヒ議会 || 政府構成におけるナチスの排他的ないし突出的支配を成し遂げることができ<sup>86)</sup>る。

実際、ヒトラーのライヒ首相就任後のドイツ国家の全権力の掌握がまさにこの筋書きどおりに——ただし当然のことながら順序を逆にして——進行したことは、周知のところだろう。

② ヒトラーの「主権的独裁」を防ぐ最後の手段としての「委任的独裁」 さて、ヒトラーの「破壊的憲法形式主義」による「主権的」 || 「全体主義的」独裁追求のプログラムは以上のとおりであり、しかもそのプログラムはほぼ所期のごとく——というよりも、一九三三年二月二七日のライヒ議会放火事件もあって、所期をはるかに上回り——達成されたのであるが、この「主権的」 || 「全体主義的」独裁を阻止する道は、大統領政府による「憲法非常事態の布告」(die Proklamation des Verfassungsnotstands)<sup>87)</sup>、つまり「委任的独裁」の手段以外にはなかつた。当然その布告は、ナチス突撃隊がそれにしたがわなかった場合には、大統領政府が実力でこれを禁止し、実力でその抵抗を粉碎することを意味する。ワイマル末期の異常な危機状況のもとでは、こうした国家の軍事力の投入——それを覚悟した

非常措置——以外の方法では、おそらくヒトラーの「主権的」＝「全体主義的」独裁の成立をはばむことができなかったのである。

同じドイツ民主党系の人物としてフリードリヒ・マイネッケと親交のあったヴィルヘルム・ケレーナー（ミュラー、ブリュニンク内閣当時の国防相）は、のちにマイネッケにたいして、「力づくでもあの運動を打ち倒さねばならなかったのです」と語ったといわれる。<sup>88</sup>マイネッケもまたそれに同意して、ナチス支配の悪夢の醒めやらぬ一九四六年に、『ドイツの破局』（Die Deutsche Katastrophe）のなかにつきぎのように記した。「ドイツの全将来が懸っており、ドイツがその政治的、精神的、道徳的健全さを保持できるかどうかの瀬戸際に立たされている時には、生死を賭した戦いが敢行されねばならなかったのである」と。<sup>89</sup>そしてかれは、その時ヒンデンブルクが国防軍を率いて立ち上がったならば、国防軍も保安警察も結束してその命令に従い、大統領政府はヒトラーの野望を打ち砕くことができただろう、と回顧している。<sup>90</sup>

③ 大統領政府側の動播 この「非常事態計画」＝「委任的独裁」以外の選択肢は、大統領政府側からなされたヒトラーの政権抱き込み工作だろうと、中央党の追求した議会主義的な「黒＝褐色連立政府」構想だろうと、あらゆる似而非合法的形式を利用して「主権的独裁」を実現しようと図るヒトラーにたいして、それこそ、わざわざ梯子を提供してやろうとするようなものであった。この点はすでに述べたところから明らかだろう。

パーベンや大統領府官房のヒンデンブルクの側近たちは、ナチスがライヒ議会第一党に進出してほしい、「非常事態計画」とナチス抱き込み工作とのあいだを揺れ動き、結局ヒトラーの首班要求に屈したのであった。

一九三二年七月末の総選挙でナチスが第一党に躍進したあとのパーベン内閣の最初の反応は、大統領内閣といえどもライヒ議会有力諸政党の支持を得なければならぬのであるから、第一党たるナチスの支持を獲得するため

に、閣僚たるにふさわしい見識と能力とを有するナチス党員を若干名ライヒ内閣に迎える、ただしかれらはナチスの党議拘束から自由な人物でなければならぬ、というものであった。だが、ヒトラーはナチス党の「指導者原理」からしてナチス閣僚がかれの指令に絶対服従することは当然であり、しかも大統領内閣がナチスの政権参加を望むのなら、そもそもライヒ議会第一党の党首たるかれ自身を首相に据えるのが当然だと言いつ張った。そこで交渉はヒンデンブルクとヒトラーのトップ会談へ持ち込まれ、ヒンデンブルクの *Vertrag* によって、ナチスの政権参加をめぐるこの大統領内閣とナチス側との第一回目の交渉は終わる。そのあと大統領内閣は、ナチスおよび社会民主党、中央党の不寛容政策の重圧を撥ね返すため、八月末に第一回目の「非常事態計画」を立案するのである。

パーベン内閣による第二回目のナチス抱き込み工作は、同年十一月六日のライヒ議会総選挙のあと、一月中旬に行われた。この選挙によってもナチス第一党の地位は揺るがず、内閣の孤立無援の状況は変わらなかったため、パーベンは「かくも大きな国民的運動の指導者」とドイツの窮状打開のために協議するのは責任あるライヒ首相の義務であると称して、ヒトラーとの往復書簡によって後者とのあいだでナチスの政権参加の条件を交渉する。もちろんヒトラーは落ち目の内閣を支えるつもりは毛頭ないし、みずからの首班要求を引つ込めるつもりも全くなかった。<sup>62</sup>ただこの時点では、後述する中央党首脳部による「黒々褐色連立政権」交渉がかなり進行しており、大統領政府側としてはその進捗状況をも睨んでナチスの政権参加問題を判断しなければならなかったため、結着はやはりヒンデンブルクとヒトラーのトップ会談へ持ちこされた。ヒトラーの首班要求にたいするヒンデンブルクの回答は再びカテゴリーリッシュな *Nein* であったから、パーベン内閣は、ガイル内相の積極的な主張もあって——ガイルはパーベン内閣閣僚のなかでナチスの政権参加に終始一貫反対した人物である——第二回目の「非常事態計画」を立案する。<sup>63</sup>

こうしてパーベンはナチス抱き込み政策と「非常事態計画」とのあいだを揺れ動いたのだが、かれはライヒ首相の座を追われたあと三たびナチスに接近し、国家人民党党首フーゲンベルクおよび大統領府官房長マイスナー、オスカー・フォン・ヒンデンブルクと語らつて、後任首相シュライヒャーの更迭とヒトラー首相大統領内閣組閣とのお膳立てを行い、もはや精根つきはてた感のある老ヒンデンブルクにその構想を吞ませるのである。その点に関してフーバーは述べている。

「パーベンは・・・首相解任後二週間も経たないうちに、かつての敵手と交渉に入り、後者のために政府権力への門戸を開いてやろうと画策を始めた。パーベンのこうした態度の変化をもたらしたものが何であつたかは臆測の限りではない。それはかれが裏切られたと感じたシュライヒャーにたいする報復衝動のなせるわざだつたかも知れないし、あるいはまた、いかなる手段を用いようと何としてでも権力的地位に復帰してみせるという、かれの鬱勃たる野心のなせるわざだつたかも知れない。しかし、いずれにせよ・・・パーベンがヒトラーのような飽くなき権力衝動に取り付かれた男に太刀打ちできる人物でなかつたことは、パーベンが、すでにヒトラーとの組閣交渉の時点で、『ヒトラーの首根っこを押さえる』ために自らの影響下に確保しておこうと考えていた軍・警察関係の閣僚ポストを次から次へと明け渡さざるをえなかつた一事を見ただけで、明らかである。交渉の最終局面では、パーベンはヒトラーが最後になって持ち出してきたすべての要求を積極的に支持する役回りをみずから買って出た。その要求の最たるものはライヒ議會を解散して法定の期限内に総選挙を実施せよというものであつたが、このヒトラーの要求を受け入れたことで、パーベンは宿望達成まであと一步と迫つた独裁者の全権力掌握への道を平らにしてやつたのである。」

シュライヒャーもまたパーベンと同じような動揺をまったく見せなかつたわけではない。

シュライヒャーは、一九三二年七月末のライヒ議会総選挙の結果を受けてパーベン内閣がナチスの政権抱き込みの最初の試みを行い、ヒトラーから、ナチスの政権参加の条件はナチス閣僚が党首たるかれの支持に絶対服従すること、そして何よりもかれ自身をライヒ首相に任命することという、例の強硬な条件を突き付けられたさいに、国防相として、パーベン首相とともに以下のような判断に傾いたといわれる。入閣するナチス黨員がどのみち党首の命令に従うほかないのなら、いつそのことヒトラーを首相にした方がむしろ得策ではあるまいか、と。しかしライヒ首相任命権はライヒ大統領の専権事項であるから、シュライヒャーたちはその判断をヒンデンブルクに委ねたのであった。

シュライヒャーがそうした見解に傾いたのはつぎのような状況判断がかれにあったからである。いま、街頭でナチスの突撃隊(SA)とヒトラー親衛隊(SS)とが暴力行為をほしきままにしており、共産党の赤色戦線戦闘者同盟とのあいだで内戦さながらの衝突を繰り返しているけれども、ヒトラー自身は、七月総選挙におけるナチスの大勝にもかかわらず、合法的な権力掌握のためにはその議席がなお不十分であることから、さらなる議席拡大を旨として、権力獲得のためには暴力行使をも含む公然たる闘争をも辞さないという従来の方針を転換し、合法路線をさらに追求するだろう。そこで大統領府側がヒトラーを国家統治の責任ある地位につけるなら、かれの党内での指導力を逆手にとつて、ナチスの全党組織を「国家のコントロール」のもとに置くことができるだろう、と。

このシュライヒャーの判断は、ヒトラーが合法、非合法の闘争戦術を巧妙に使い分けて、たがいに相乗効果をおこすことを狙いとしており(街頭でのナチスの暴力行為は政敵に打撃を与え、有権者を恐怖させ萎縮させる威嚇戦術であったが、ライヒ議会、諸州議会におけるナチスの権力的地位は、ナチス突撃隊が街頭でさらに威文高にふるまうことを可能にした)、その後もその戦術を変更するつもりが全くなかったのであるから、状況判断としても誤っており、また一旦ヒトラー

ーをライヒ内閣首班の座につけたなら、かれを掣肘することがいかに困難であるかについての見通しをまったく誤るものであった。<sup>(4)</sup>

ただシュライヒャーは、かれやパーペンの判断にたいするヒンデンブルクの *Weg* を見て、その後はヒトラーの政権取り込み方針を撤回し、ナチス分断作戦に転ずるのである。これは部分的とはいえやはりナチスの政権取込戦術であることに違いはないが、しかしその戦術は、総選挙で有権者の三十数パーセントの支持を得、また積極性に富み活力にあふれる多数の若者を擁する当時有数の政治団体のエネルギーを、その頭部（ヒトラー）を切り落としたうえで、国旗団や社会民主党系・キリスト教系の諸種の労働組合のエネルギーとつなげて大統領政府の支持基盤に組み入れ、かくして広範な国民戦線を結成しながら（これは先にも見たとおり「下からの」動きとも呼応するものであった）、必要とあれば——まさにその必要性があったのだが——「非常事態制」に入るといふ、シュライヒャーの戦略（政党横断戦線）からすれば、当然の戦術であった。しかもシュライヒャーは、大統領政府—国民戦線の政策目標を当面の危機打開、つまり *Arbeitschaffen* の一点にしほるのである。

ここにワイマル末期の大統領政府は、未曾有の危機に際会して試行錯誤を繰り返しながら（これはそれ自体としては当然のことである）、ようやくその危機から共和国を救う細い一筋の道を見いだしたといふべきだろう。その点は、「シュライヒャーの構想」が「根本的には適切」であり「ヒトラーに代わる最後に残された選択肢」だったとして、浩瀚なヒトラー評伝を著わしたヨアヒム・フェストも認めるところである。<sup>(5)</sup>

だが、この「最後の選択肢」としてのシュライヒャーの構想実現を阻んだものは、すでに見たように、パーペンや大統領側近たちの不明であると同時に、共和国擁護派諸政党の教条的な「議会絶対主義」と「憲法フェティシズム」とであった。



④ **ワイマル共和国擁護派の責任**　ワイマル共和国の最終段階においてなお勢力を保っていた共和国擁護派の政党は中央党と社会民主党とであった。中央党は、一九一九年二月から一九三二年三月までの一年以上ものあいだ、終始一貫与党として、ワイマル共和国の中央―左派連合政権および中央―右派連合政権の要の位置にあったし、社会民主党は一九三二年半ばまでは共和国第一党の地位にあった。両党ともにワイマル共和国とその憲法とに忠実な政党として、なごらくナチズムと闘ってきたことはいうまでもない。

ところが中央党は、すでにブリーニンク内閣の時代に、一九三〇年九月のライヒ議会総選挙におけるナチスの大躍進を見て、この急進右翼の大衆運動を制御するために、ナチスの政権取込みを模索するようになり(この点はこのパーベンや一時期のシュライヒャーと変りがない)、とくにパーベン内閣が成立して新党首ルドヴィヒ・カースのもとに不寛容な野党路線を採用するようになってからは、大統領内閣の向こうをはって、「黒」||「褐色」(プラス場合によっては国家人民党)連立にもとづく議会主義政府形成の道を積極的に追求するようになる。中央党のナチスとのあいだの連立交渉は例のヒトラーの強硬路線に出会ってしばしば中断されるが、一九三二年七月末のライヒ議会総選挙におけるナチス大勝利のあとの八月中旬には、中央党首脳部はほぼヒトラーの首班要求を容認し、黒||褐色連立議会主義政権樹立を見こして、八月二九日、バイエルン人民党およびナチスとのあいだで三党首脳会談を開き(この会談にはヒトラーも参加している)、今後三党はパーベン内閣の公布する大統領緊急令に一切反対するとともに、新しく召集されるライヒ議会議長にナチス幹部のヴィルヘルム・ヘルマン・ゲーリンクを推挙する旨の合意を行う。

以後、中央党はこの立場から同党への大統領内閣の協力要請を一切拒否しつづける。一九三二年一月六日のライヒ議会総選挙―ナチス第一党の地位不変―のあと同七日に、中央党は総選挙の結果を総括するつぎのような

声明を発表した。「二月六日の投票」は「現政府システムにたいする人民の容赦のない拒絶反応」を示したものであり、「人民代表」「ライヒ議会」が「それなくしては健全な国家生活の成り立たない諸権利」を行使するよう要求したものである。わが党は、現政府にたいする不信任を表明したこの「人民の判断」にかんがみ、「もろもろの政治陣営間の亀裂」を架橋して、現内閣にとつて代わる「人民と緊密に結びついた強力な政府」「つまり黒〓褐色連立議会主義政権」を樹立するために、「責任あるあらゆる措置」を講ずるものである、と。

中央党は一月一三日にも同様の声明を発表してパーベン内閣の挙国一致の協力要請を拒否したし、さらに決定的には、翌一九三三年一月二六日、例の非常事態計画実施に関してシュライヒャー内閣からなされた同党への協力要請にたいして、党首カースのシュライヒャーへの公開書簡を発表して、その協力要請を撥ねつけた。いわく。ライヒ議会解散後施行されるべき総選挙の「法定期間を超えた延期」は明らか憲法違反である。現時点の状況は、真の意味での「憲法非常事態」(Verfassungsnostand)ではなく、たんなる「政府システムの非常事態、しかも政府がみずから招来した非常事態」であるにすぎない。この政府危機の克服は「憲法違反」によってではなく、政権担当可能な与党連合の結成「つまり黒〓褐色連立議会主義政府」という憲法政治の常態に復帰することによってのみ可能である、と。

カースのこの状況認識が完全な誤りであり——当時の状況は真の意味での「憲法非常事態」であった——、しかも中央党が一貫して追いつづけた「黒」〓「褐色」連立議会主義政権が——かりにそれが実際に陽の目を見るようなことがあったとしても——ヒトラーのおよそ反議会主義的全体主義的独裁実現のためのたんなる踏み台としての意味しかもちえなかつた(だろ?)ことは、すでに見たヒトラーの政権奪取戦略からして明白である。ヒトラーが中央党を反シュライヒャー連合に引き付けておくために連立政権交渉に関して同党に気を持たせながらも、結局ヒ

ンデンブルク大統領のなお残存する国民的権威を利用してできる大統領政府を掌握する方が得策だと算段してパーベンの働きかけに応じたため、中央党の黒<sup>II</sup>褐色連立議会主義政権構想は実際には実らなかつたが、しかし、中央党はその教条主義的な「議会絶対主義」の観点から、大統領内閣、とりわけシュライヒャー内閣の「委任的独裁」への協力をかたくなに拒否し、その結果、シュライヒャー内閣の打倒とヒトラーの「主権的独裁」成立とに間接的に協力する羽目になつたのである。

その点ではワイマル末期に辛うじてライヒ議会第二党の地位を保っていた社会民主党も責任を免れない。党首オットー・ヴェールスを初めとする同党首脳部は、テオドア・ライパルトやヴィルヘルム・ロイシュナーら自由労働組合指導者たちがシュライヒャーの「政党横断戦線」に加わることを最終的に禁じたし、プロイセン州政府首相オットー・ブラウンがシュライヒャーとの共同行動をとる動きを見せたときも、それに反対した。シュライヒャーの「政党横断戦線」構想が挫折した最大の要因は、たしかに何といつてもナチス党内のシュトラッサー派との同盟というシュライヒャーの企てが成功しなかつたことにあるが、しかしシュライヒャーとの共同行動に傾いた自由労働組合指導者をシュライヒャー反対の党規に服させた社会民主党首脳部の<sup>400</sup>が、この「最後の可能性」の崩壊に大きく作用したことも疑いのないところである。

社会民主党首脳部のこの動きについてドイツ現代史家のヴィンクラーはつぎのような論評を加えている。——社会民主党にとつても客観的にはシュライヒャー以外の選択肢はなかつた。とりわけシュライヒャーがその「政党横断戦線」構想<sup>II</sup>「非常事態計画」のなかへ「憲法改正」問題を一切絡ませないと約束して、「ワイマル憲法擁護諸政党への架橋」の試みを示したのであるから、社会民主党首脳部はすくなくともシュライヒャーにたいする「新しい寛容政策」「新しい」といふのはかつて同党がブリューニングにたいして「寛容政策」をとつたことがあるからである——

引用者」をとるべきであった。にもかかわらず社会民主党首脳部がそれをしも拒否したとすれば、それは、かれらがそのことで共産党および党内左派から激しく攻撃されることを恐れたからである。「政党横断戦線」や「非常事態計画」にたいする社会民主党首脳部の無条件の拒否の姿勢の背後にあったものは、ならん「戦略的思考」ではなく、共産党や党内左派の攻撃をかわしてみずからの体面を維持するというたんなる「戦術的計算」のみであり、そして「事態の深刻さをつかみ取る能力の欠如」であった、と。

中央党と社会民主党というこのワイマル共和国擁護派の二大政党がまさにワイマル憲法の非常事態という当時の「事態の深刻さをつかみ取る能力」をもち、すくなくともその硬直した反シュライヒャー路線を改めていたなら、シュライヒャーのナチス分断政策が成功しなくても、その「労働組合枢軸」路線は半ば実を結び、そのうえに立つて、ナチスヒトラー派に打撃を集中するシュライヒャーの「非常事態計画」は成功のチャンスを見いだしたであろうし、他方またシュライヒャーを更迭してヒトラー首班の大統領内閣を作ろうとするパーペンらの画策も功を奏することがなかったかも知れない。つまりかくしてヒトラーの権力掌握は防ぐことができたかも知れないのである。だが、中央党も社会民主党も、一九三三年一月末の時点で、「あなたも共和国を脅威にさらす者がシュライヒャーであつてヒトラーではないかのような行動をと」り、「真の危険がワイマル憲法的一条項への抵触であつて、その全体の破壊ではないかのような」判断にしたがつて行動したのである(ヴァインクラ)。<sup>(11)</sup>

この点、ヴァインクラは総括して述べている。

「ヒトラーへの権力移譲は必然的なものではなかった。しかし一九三三年一月三〇日「ヒトラーの首相就任の日」に始まる破局を避けるためには、大統領権力と議会の民主的少数派「社会民主党、中央党を主力とする「民主派」は一九三二年七月総選挙以降ライヒ議会の少数派となつた」とのあいだに、なんとしても全体主義を阻止しようという確固

たる合意が成立する必要があった。この合意の最小限も存在しなかったことがヒトラーの権力掌握を可能にしたのである。「( )」は引用者<sup>(4)</sup>

⑤ 大統領政府の「非常事態計画」 Ⅱ 「委任的独裁」 挫折の結果としてのヒトラーの「主権的」 Ⅱ 「全体主義的」 独裁 以上述べてきたところから、ヒトラーの「主権的」 Ⅱ 「全体主義的」 独裁が直接には大統領政府による「非常事態計画」 Ⅱ 「委任的独裁」の挫折の結果成立したことははや明らかだろう。ワイマル末期の異常な Verfassungsnotstand の状況のもとでは、憲法的一条項に抵触してでも非常手段に訴えなければ、ヒトラーの独裁 Ⅱ ワイマル憲法体制の全面的崩壊を食い止めることができなかつたのである。中央党および社会民主党の共和国擁護派の基軸諸政党はその認識を欠き、ヒトラーの「破壊的な憲法形式主義」の術中に陥って、心ならずもヒトラーによるドイツ立憲国家の破壊を助けたのであった。

注

(1) Huber, DV/G7, S.1006.

(2) Huber, DV/G7, S.741. なお( )で以下の論述の参考に供するため、関連するワイマル憲法の条文を掲げておこう。vgl. Huber, DDV/G4, S.151ff. 信山社版『ドイツ憲法集』一九九四年、一一〇ページ以下を参照。なお、以下条文中の①、②等は第一項、第二項等の意である。

第五三条 「大統領の首相・大臣任免権」 ライヒ首相はライヒ大統領がこれを任免し、ライヒ大臣は、ライヒ首相の提案に基づき、ライヒ大統領がこれを任免する。

第四六条 「大統領の公務員任免権」 ライヒ大統領は、法律によって別段の定めがない限り、ライヒの公務員および将校を

任命し罷免する。・・・

第二五条「大統領の議会解散権、総選挙施行の期限」①ライヒ大統領はライヒ議會を解散することができる。ただし同一の理由による解散は一回に限る。②総選挙は解散後遅くとも六〇日目に施行される。

第四七条「大統領の軍統帥権」ライヒ大統領はライヒ全軍隊の最高司令官である。

第四八条「大統領の非常権限」①ラントがライヒの憲法またはライヒの法律によって課せられた義務を履行しないときは、

ライヒ大統領は兵力を用いてその義務を履行させることができる。②ドイツ国内において、公共の安寧秩序に著しい障害を生じまたその虞れがあるときは、ライヒ大統領は公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要あるときは兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に第一一四条「人身の自由」、第一一五条「住居の不可侵」、第一一七条「信書・郵便・電信電話の秘密」、第一一八条「意見表明等の自由」、第一二三条「集会の権利」、第一二四条「結社の権利」および第一五三条「所有権の保障」に定められた基本権の全部または一部を停止することができる。③本条第一項または第二項に従つてとつた措置について、ライヒ大統領はこれを遅滞なくライヒ議會に報告しなければならぬ。これらの措置はライヒ議會の要求があれば失効するものとする。・・・

第四三条「大統領の任期、解職」①ライヒ大統領の任期は七年とする。②任期満了前においても、ライヒ大統領はライヒ議會の提案により国民投票によつてこれを解任することができる。ライヒ議會の議決は三分の二以上の多数決による。・・・

第五四条「首相、大臣の議會による信任」ライヒ首相およびライヒ大臣はその職務の遂行についてライヒ議會の信任を必要とする。ライヒ議會の明示的な決議によつてその信任を失つたときは、ライヒ首相およびライヒ大臣は辞任しなければならぬ。

第七六条「憲法改正」①憲法は立法の方法によつてこれを改正することができる。ただし憲法の改正を求めるライヒ議會の議決は、法律の定める議員定数の三分の二の議員が出席し、少なくとも出席者の三分の二がこれに賛成する場合にのみ成立

- する。憲法の改正を求めるライヒ参議院の議決も投票数の三分の二の多数を必要とする。国民請願に基づき、国民投票によって憲法改正が決定される場合には、有権者の過半数の同意がなければならない。②ライヒ議会がライヒ参議院の異議に反して憲法改正を議決した場合に、ライヒ参議院が二週間以内に国民投票を要求したときは、ライヒ大統領はこの法律を公布してはならない。
- (3) Huber, DVFG7, S.668.
- (4) Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd.4, S.463 ff. なお、本書は DDVFG4と略記する。Vgl. auch Huber, DVFG7, S.668 ff.
- (5) Huber, DVFG7, S.673ff, 758f.
- (6) Huber, aa.O., S.672f.
- (7) A.a.O., S.743.
- (8) WuG, S. Aufl., S.173. 邦訳創文社版『支配の諸類型』一九六ページ。
- (9) Ebd., 邦訳同上一九五ページ以下。
- (10) Weber, WuG, S. Aufl., S.173. 世良訳『支配の諸類型』前掲一九六ページ。
- (11) MWGI/15, S.473. みすず書房版『政治論集』三七一ページ以下。拙著『ウェーバーと政治の世界』前掲二四五ページ以下。
- (12) 前掲拙著二四六ページ、二五五ページ、二八〇ページ以下。
- (13) 前掲拙著一九七ページ以下、三〇二ページ。
- (14) Huber, DVFG6, S.41.
- (15) Huber, DVFG7, S.743.
- (16) Vgl. Huber, DVFG7, S.1059. ガイルは他の機会にもこの問題について発言しているのだが、憲法改正に関するかれの提言がも

つとも整理されているのは、この憲法記念日における演説だと思われるので、それに依拠してかれの提言を紹介することとしたのである。

- (17) パーベン内閣の憲法改正計画については一般的に Huber, DVfG7, S.1006ff.、三十二年七月総選挙後のパーベンのプレス・インタヴュー（八月一日、ライヒ参議院を上院に変えて二院制を導入し、衆議院の選挙制度を改正する、云々）については a.a.O., S.1056f.、三十二年一〇月二二日にシュンケンで行われたパーベンの改革問題への発言については DVfG7, S.1117f.、三十二年一月総選挙直後のパーベン内閣閣議におけるライヒ改革・憲法改正問題をめぐる審議については G. Schulz, Von Brüning zu Hitler, Zwischen Demokratie und Diktatur, Bd.3, S.1006 ff.を参照（シム）。

- (18) Vgl. Gerhard Schulz, Von Brüning zu Hitler, Zwischen Demokratie und Diktatur, Bd.3, Berlin 1992, S.1006 ff., insbesondere S.1010.
- (19) Huber, DDVfG4, S.162. 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』信山社、一九九四年、二二六ページ。
- (20) Huber, DVfG7, S.746, 1007 f.
- (21) Huber, DVfG7, S.1060.
- (22) Huber, a.a.O., S.1060, 1080
- (23) Walter Jellinek, Verfassung und Verwaltung des Reichs und der Länder, 1927. Carl Schmitt, Verfassungslehre, 1928. Vgl. Huber, DVfG7, S.335.
- (24) Ernst Fraenkel, Gesammelte Schriften, Bd.1, Recht und Politik in der Weimarer Republik, Baden-Baden 1999, S.521 ff., 528 f. Vgl. auch H. A. Winkler, Weimar, S.576 f.
- (25) G. Schulz, a.a.O., S.1046f., Huber, DVfG7, S.1229. フーバーは「のシユライヒャーの側近をライヒ国防省国防軍局長オイゲン・オットムヤの副トビヤルマン・ベームタムトツング」° Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, in Helmut Quaritsch (Hg.), Complexio Oppositorum über Carl Schmitt, Duncker & Humblot, 1988, S.48. Vgl. auch Winkler, S.575 f.



- (26) Vgl. Huber, DVFG7, S.1229. Winkler, aa.O., S.575 ff. Schulz, aa.O., S.1046 f.
- (27) Richard Thoma, Die rechtliche Ordnung des parlamentarischen Regierungssystem : in herg. von Gerhard Anschütz und Richard Thoma, Handbuch des Deutschen Staatsrechts, Bd.1, unveränderter Nachdruck der 1. Aufl. 1930, 1998, J. C. B. Mohr, S.510 f. Vgl. auch Huber, DVFG6, S.335 f.
- (28) Huber, DVFG7, S.746.
- (29) Huber, DVFG6, S.336. なおワイマル期の国法学者たちの間でのワイマル憲法の諸問題をめぐる論争を概観したものととして、Manfred Friedrich, Felder der verfassungsrechtlichen Diskussion der Weimarer Republik があげ。Vgl. denselben, Geschichte der deutschen Staatsrechtswissenschaft, Schriften zur Verfassungsgeschichte, Bd.50, S.377 ff.
- (30) Ernst Fraenkel, Gesammelt Schriften, Bd.1, Recht und Politik in der Weimarer Republik, Baden-Baden 1999, S.521. Vgl. auch Winkler, aa.O., S.594.
- (31) 周知のようにブリュネンク内閣は、この未曾有の経済危機にさいして、デフレーション政策という結果的には正反対の処方を採用して事態をさらに悪化させた。
- (32) Huber, DVFG 6, S.291.
- (33) Ebd., S.265.
- (34) Huber, DVFG7, S.1076 ff., 1154 ff., 1227 ff.
- (35) Huber, DVFG7, S.1155. なお、国民の選挙権もその正統な意味を失うとあるのは、一九三二年には有権者の過半数がワイマル共和国打倒を呼号するナチスと共産党とに投票したからだろう。
- (36) これは一九三二年七月バーベンのいわゆる「プロイセン・シュラク」を受けたプロイセン州政府代表の側からなされた「ライヒプロイセンの二重性」の解消の提案であり、その「二重性」の解消は、同年四月の州議会選挙によってナチスが同議会

の第一党となり、中央党と組んで同州政権奪取を視野に収めた以上、その方法はともかく、プロイセン州政府当局者によっても不可避かつ不可欠と見なされるにいたったことを示すものである。なおE・R・フーバーは、そもそもパーベンの「プロイセン・シュラク」自体にプロイセン州におけるナチス主導の黒い褐色政権成立を阻止する狙いも込められていた、と見なしている(Huber, DVFG7, S.1017)。だが、本稿では、議論の筋道を必要以上に複雑にしないため、これ以上この問題には立ち入らなす。

(37) Huber, aa.O., S.1156. Winkler, aa.O., S.570.

(38) Huber, DVFG7, S.1275.

(39) Vgl. Huber, DVFG7, S.1092 ff.

(40) Huber, DVFG7, S.1156 ff. Winkler, aa.O., S.554 ff. Schulze, aa.O., S.389 ff.

(41) ただし、それに先行するプリューニク内閣の倒壊は、硬直したデフレーション政策による経済危機乗り切り策の失敗、不用意な独逸関税同盟追求による対仏関係悪化の招来、破壊的不信任決議の禁止とライヒープロイセンの二重性の解消とを主眼とする憲法改正・ライヒ改革の挫折等々、内政外交上の大きな失敗によってもたらされたものであって、それを、一般に見られるように、もっぱら、あるいは主として、シュライヒヤーを含むヒンデンブルク大統領周辺の陰謀じみた裏工作に帰するのは、事態を矮小化した見方にすぎない。Vgl. Huber, DVFG7, S.972 ff.

(42) Vgl. Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, in Helmut Quatitsch (Hg.), *Complexio Oppositorum*, Duncker & Humblot, 1988, S.46 f.

(43) シュライヒヤーは一九三二年七月三〇日、パーベんとともにライバルト、グラス、エガルトら労働組合指導者たちと友好的な懇談を行い、パーベン内閣のウイングを左に伸ばす試みを行う。この懇談で労働指導者たちはシュライヒヤーにたいしては好印象をもつが、パーベんにたいしては従来の警戒心を解かなかったといわれる。Vgl. Gerhard Schulz, *Von Brüning zu Hitler*,

Zwischen Demokratie und Diktatur, Bd.3, Berlin 1992, S.954 f. ちなみに、この労組指導者たちとの友好的懇談が、シュライヒャーにとつてはのちの「政党横断戦線構想」のひとつの基盤となるのである。

- (44) Huber, DVFG7, S.1146 f. なおゲルハルト・シュルツによれば、シュライヒャーは、ブリューニク内閣倒壊時にパーベン担ぎ出しに「役買ったことを自己の最大の政治的失策だった」と述べ懐かしく Gerhard Schulz, Zwischen Demokratie und Diktatur, Bd.3, Vom Brüning zu Hitler, de Gruyter, 1992, S.1024.

(45) 一九三二年一月十七日、パーベン内閣最大のキーマンであるシュライヒャー国防相の首相更迭発言もあって一旦内閣総辞職を決意する。そこでヒンデンブルクは後継内閣の組閣をめぐって、政府問題の話し合いには一切応ぜずとの態度を明確にしていた社会民主党を除き、各党の意向を打診する。国家人民党党首フーゲンベルクは「超党派的大統領内閣路線」の堅持を主張し、巷間噂にのぼっているヒトラー首班の議会主義的連立政権に関しては、「ヒトラーが約束を忠実に履行するとはとても考えられない」ので「非常に大きな懸念を抱く」とのべたが、中央党のカーズはナチスを含む「国民的結集内閣」の結成を強調し、バイエルン人民党の党首ディングゲルゲイもこれに同調する。そこでヒンデンブルクはヒトラーの人物と存念とを再度確かめるために後者と会談し(一月十九日、同二十一日)、本文でも繰り返し見たように、ヒトラー首相任命にはやはりネガティブな結論を抱くのである。だが、パーベン内閣が行き詰まったことは確かであるので、ヒンデンブルクは、社会民主党を除き——同党は「政府問題」に関する話し合いには一切応ぜずとの態度を表明している——共和国擁護派政党として重きなす中央党党首カーズにたいして、一度みずからのイニシアティヴにもとづいて「政府危機の議会主義的解決の最後の試み」をやってみるよう指示する。それを受けてカーズは一月二十五日、各党と「危機打開、雇傭創出」のための多数派政権樹立のための予備折衝に入るが、その構想にたいしては、バイエルン人民党を除き、フーゲンベルクにもヒトラーにも反対される。ヒトラーは、そうした試みには原則的に賛成だが、「ここ数日来経験したこと」——つまりヒンデンブルクヒトラー会談である——からしてわが党はその試みには協力できない、としてカーズの提案を拒否するのである。その結果カーズはその時点

では議会主義的政権形成を断念し、その旨ヒンデンブルクに報告するのである。その報告を受けて、ヒンデンブルクはさしあたりパーペンにライヒ内閣統投を命ずるのである。ただし、カースのヒトラー首班・黒い褐色連立議会主義政権樹立構想はその後も不変であった。Vgl. Huber, DVFG7, S.1146 ff.

(46) したがってヒトラーは、ナチスの政権参加というよりはむしろ端的に政権奪取を目ざし、その条件が叶えられなければ政権参加を拒否すべきだとするのであり、その意味で「全権力を握るか、それとも無か」を主張するのである。Vgl. Tagebuch-Einträgung von Joseph Goebbels über die Tag vom 5. August 1932, Joseph Goebbels Tagebücher, Bd.2: 1930-1934, Piper, 1999, S.679.

(47) ハインツ・ヘーネ、前掲、二九〇ページ以下。

(48) もっともシュライヒャーも初めからナチス分断を考えていたわけではないことは本稿後述二七三ページ以下を参照。

(49) Winkler, a.O., S.549 ff. Schulze, a.O., S.393 ff. Huber, DVFG7, S.1158 f., 1182 ff.

(50) ハインツ・ヘーネ、前掲、二八九ページ以下。

(51) Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, a.O., S.58. ワイマル時代、第三帝国時代、ボン共和国時代の三期にわたるエルンスト・ルドルフ・フォーバー(1903-1990)自身の学問的生涯については、さしあたり Ralf Walkenhaus, Konservatives Staatsdenken: Eine wissenssoziologische Studie zu Ernst Rudolf Huber, Berlin 1997を参照せよ。

(52) Huber, ebd.

(53) Winkler, a.O., S.550.

(54) この動きはすでにパーペン内閣が第一回目の非常事態計画を検討する前の一九三二年八月半ばから始まっており、関係者のあいだでは、ライヒ首相にシュライヒャー、副首相にシュトラッサー(ナチス)、労働相にキリスト教系労働組合の指導者ハインリヒ・インブツシュ(中央党)、経済相にドイツ労働組合総同盟議長テオドア・ライバルト(社会民主党)を据える次期ライヒ内閣の閣僚候補の名簿が回覧されていたという。ヘーネ、前掲書、二九一ページ。

- (55) Huber, DVFG7, S.1213, 1274 f. Winkler, aa.O., S.547 ff. <コーネ>、前掲書、三二八ページ以下。
- (56) Huber, DVFG7, S.1062.
- (57) Huber, aa.O., S.1062 f., 1149 ff., 1205 ff., 1210 ff., 1227 ff., 1276 f., 1278 f.
- (58) Winkler, aa.O., S.608 f.
- (59) H. Schulze, aa.O., S.390.
- (60) Winkler, aa.O., S.608.
- (61) Huber, Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit, Helmut Quaritsch (Hg.), Complexio Oppositorum, aa.O., S.63.
- (62) Winkler, aa.O., S.608.
- (63) C. Schmitt, Die Diktatur, 6. Aufl., Dunker & Humblot, 1994, S.134. カール・シュミット『独裁』田中浩・原田武雄訳、未来社、一九九一年、一五七ページ。
- (64) Schmitt, ebd., S.133 f. 邦訳同上、一五六ページ以下。
- (65) Schmitt, Verfassungslehre, 5. Aufl., Dunker & Humblot, 1970, S.79. カール・シュミット『憲法論』阿部照哉・村上義弘訳、みすず書房、一九七四年、一〇三ページ。
- (66) Schmitt, ebd., S.134, 140 f. 邦訳同上、一五七ページ、一六五ページ以下。
- (67) Schmitt, ebd., S.141. 邦訳同上、一六五ページ。
- (68) Schmitt, Verfassungslehre, aa.O., S.80, 81. シュミット『憲法論』前掲、一〇三ページ、一〇五ページ。Schmitt, Die Diktatur, aa.O., S.142. シュミット『独裁』前掲、一六六ページ。
- (69) Schmitt, Die Diktatur, aa.O., S.141. 邦訳前掲、一六五ページ。
- (70) Huber, DVFG5, S.728.

- (71) Schmitt, Die Diktatur, a.a.O., S.32. 前掲邦訳四五ページ。
- (72) Huber, DVfG6, S.691 f. Dito, DVfG7, S.1281.
- (73) 「軍事的独裁」か否かはそれ自体として重要でないわけではないが、しかしその相違は「独裁」の二大範疇の区別に従属する。「委任的独裁」に属する「軍事的独裁」もあれば、「主権的独裁」に属する「軍事的独裁」も存在するのである。
- (74) Huber, DVfG6, S.41.
- (75) Huber, DVfG7, S.5f. ビスマルクが一八六二年・六六年のプロイセンの「憲法紛争」にさいし、いわゆる「欠缺理論」を用いていかにしてその紛争を乗り切ったかについては、拙著『ウェーバーと政治の世界』恒星社厚生閣、一九九九年、一一八ページ以下を参照。
- (76) Winkler, a.a.O., S.570, 576 f.
- (77) Schmitt, Die Diktatur, a.a.O., S.133 f. 前掲邦訳一五六ページ。
- (78) Huber, DVfG7, S.746.
- (79) Huber, DVfG7, S.1269.
- (80) Huber, DVfG7, S.6.
- (81) Huber, DVfG7, S.1057, 1061, 1270.
- (82) Huber, DVfG7, S.1061.
- (83) ヨーゼフ・ゲッベルスも一九三二年八月七日の日記に書いている。「われわれがひとたび権力を握ったなら、われわれは権力を手放すようなことは断じてしないだろう。「われわれを権力の座から引きずり降ろすためには、」人々はわれわれを死体で運び出さなければならぬ。」(「」は引用者)。Joseph Goebbels Tagebücher, Bd.2, a.a.O., S.680.
- (84) Huber, DVfG7, S.1061.

- (85) Huber, DVfG7, S.1149.
- (86) Huber, DVfG7, S.1262. Vgl. Auch ebd., S.1257.
- (87) Huber, Der Staatsnotstand-die "letzte Möglichkeit" zur Rettung der Republik, DVfG7, S.1243.
- (88) F. Meinecke, Die Deutsche Katastrophe, Friedrich Meinecke Werke, Bd.8, S.372. 邦訳『中央公論社版『世界の名著』第六五巻『マインェッケ』四七九ページ』。
- (89) Ebd. 邦訳同上。
- (90) Ebd., S.388 f. 邦訳同上四九七ページ。
- (91) 前出二五五ページ。
- (92) Huber, DVfG7, S.1145 f.
- (93) Huber, DVfG7, S.1152 f.
- (94) Huber, DVfG7, S.1058.
- (95) Huber, DVfG7, S.1154 ff.
- (96) Huber, DVfG7, S.1276 f.
- (97) とはまた筋の通りぬ話である。内相ガイルは、そんな条件はそもそも超党派的な国民的総力結集を目的とする大統領政府の本旨に反するとして、ヒトラーの言い分を絶対に認めようとしなかった。だからかれは非常事態体制に踏み切る以外に大統領政府に残された選択肢がないと判断したのである。Vgl. Huber, DVfG7, S.1058. ただかれはその計画のなかに *disputable* な憲法改正問題を組み込むとどう誤り——と言っていいだろう——を犯した。
- (98) Huber, DVfG7, S.1057.
- (99) Huber, DVfG7, S.1053, 1067 f.

(100) もちろん、この誤りは当時の政界のキーマンに通用のものであり、シュライヒャーはむしろその錯覚からいち早く抜け出した一人だとは言えるだろう。だからかれは、ヒトラー親衛隊による一九三四年六月三〇日の突撃隊幹部襲撃事件にさいして、どなぐさにまぎれて妻とともに殺害されるのである。

(101) Huber, DVFG7, S.1064.

(102) ヨアヒム・フェスト『ヒトラー』上、赤羽龍夫訳、河出書房新社、一九七五年、四六〇ページ。ただしフェストは、シュライヒャー自身はその「構想」に「ふさわしい人物ではなかった」としている。だが、それでは当時ヒンデンブルクの支持も得ることのできる——これは当時の絶対条件である——「ふさわしい人物」が他にいたかと反問されると、フェストも返答に窮することだろう。

(103) ハイנטツ・ヘーネ『ヒトラー独裁への道』前掲二八五ページ。なお、パーベン内閣の最初のナチス取込み工作は、この中央党の黒〓褐色連立議会主義政権形成の一連の動きに対抗してなされたものであった。一九三二年八月一〇日のライヒ内閣の閣議で、パーベン首相は、大統領内閣の超党派路線とヒトラー首班の黒〓褐色連立議会主義政権とのあいだの「中間の道」(Mittelweg)を追求することが今や必要となったとして、ライヒ議会最大会派ナチスの大統領内閣への取込みをはかるのである。

この提案にたいしてガイル内相とノイラート外相とが反対し、シュライヒャー国防相が賛成する。しかし、ナチスの入閣条件をめぐるヒトラーとの交渉で、パーベン、シュライヒャーはヒトラーの強硬な首班要求を突き付けられ、かれら自身はその容認に傾きかけるが、ヒンデンブルクの拒否にあつて、このパーベンの構想は頓挫する。これは本文ですで見たとこころである。

Vgl. Huber, DVFG7, S.1053, 1067 f.

(104) Huber, DVFG7, S.1143.

(105) Ebd., S.1144 f.

(106) Huber, DDVFG4, S.649 f.



(10) それは本来「褐色」＝「黒」連立政権と呼ぶべきものであった。なぜならナチスは、その支持者の数、その凄まじいまでの活力からして、中央党にはるかに立ちまざる連立相手だったからである。その実力からしてヒトラーがライヒ首相の座を要求し、中央党が結局その要求を呑まざるをえなかったのも、けだし当然であった。

(10) Huber, DVFG7, S.1274 f.

(10) Winkler, aa.O., S.549 f.

(11) Winkler, aa.O., S.583.

(11) Winkler, aa.O., S.609.

## 六 結 語

さて、こうして見てくると、ウェーバーがワイマル憲法のなかに強力な大統領制の規定を盛り込むことによってヒトラーの権力掌握を助ける道を意図せずして憲法論的に用意したというモムゼンの主張が、とんでもない見当違いであることが明かとなっただろう。事柄はまさに逆である。

ワイマル末期の危機段階においてワイマル共和国に残された選択肢は、ヒトラーの「主権的独裁」かシュライヒャーの「委任的独裁」かのどちらかであった。前者を阻止するために共和国にわずかに残された細い道は後者でしかなかった。そして大統領政府体制の使命はヒトラーの「主権的独裁」をなんとしても防ぐために「委任的独裁」を断乎として引き受けることであった。

ヒトラーが権力を掌握したのは、モムゼンやブラッハーらの主張するように、ワイマル末期に大統領政府体制ができ、それがヒトラーの恰好の踏み台となったからではない。大統領政府体制の成立はライヒ議会が「代表をつづじての国民統合」の能力を失った結果として不可避であり、それ以外にライヒの *Reichstag* を保障する選択肢はワイマル末期にはもはや存在しなかった。そして大統領政府は、ヒトラーの運動がライヒ政権を指呼の間に望むにいたったとき、迅速果断に「非常事態宣言」＝「委任的独裁」に踏み切る「使命」を有していた。ヒトラーの「主権的独裁」は大統領政府がまさにその「使命」を果たさなかったからこそ成立したのである。シュライヒャーがようやくその「使命」を果たす決意を固め、またそのための条件整備にとりかかったとき、シュライヒャーの「使命」遂行を妨げたのは、一方ではパーベンおよび大統領府官房の不明と怯懦とであり、他方では中央党、社会民主党的な議会上主義、「憲法フェティシズム」であった。

モムゼンのウェーバー批判およびその根底にあるワイマル共和国崩壊に関するかれの見方が問題なのは、かれが、その基本的コンセプトにおいて、かつての中央党および社会民主党のその誤りを共有しているからである。そのうえ、かれには——すくなくとも『マックス・ウェーバーとドイツの政治 一八九〇年・一九二〇年』初版および第二版を書いた時点におけるかれには——、人民戦線のないし左翼反体制派の大衆運動主義的観念の混入が窺われる。後者の問題性は今日もはや基本的にはアウト・オヴ・デイトであるから、前者の問題性に論点をしばつていえば、モムゼンが民主制としてイメージする政治システムの範型は、かつてカール・シュミットが定式化してみせた例の「三段階委員会」モデルであった（本稿第四章「中間考察」④、本誌第一八一号所収、参照）。そしてそのなかでもムゼンがもつとも重視するのは、政府を議会の *Direkt*——だからたんなる「執行委員会」——として位置づける「大陸型の抽象的観念的な議会上主義」のモデル（ゲオルク・イエリネク）であり、「議会絶対主義」のモデル（アル

フレイト・ウェーバー)であった。そうしたモデルをもってしては、そもそもイギリスの議院内閣制(首相統治制)自体の仕組みも説明することができず、ましていわんや、さまざまな国でさまざまな形をとって展開する議会民主制のダイナミズムを捉えることは到底できない、いやむしろその把握の大きな妨げとなる。これは本稿第四章「中間考察」において詳説したところである。

議会制や民主制は現代政治の必須の条件であり、運命的条件である。しかし「議会制や民主制にもまして重いものは、国民の生活利害である」(ウェーバー)。この「国民の生活利害」とは、古来ヨーロッパにおいて言い慣わされてきた概念でいえば *res publica* であり、わが国の古くからの言葉でいえば「国益」である。その *res publica* の本義を全うし、国益を実現するためには、「代表をつうじての国民的意思の統合」(フリーバー)をはかるとともに、そもそも国家の *Regierbarkeit* を確実に保障しなければならない。その方途は、「国民のその時々当面する政治的課題」(ウェーバー)に照らし、その国の置かれた独特の歴史的地政学的条件に即して、探り出されなければならない。これがおよそ政治というものを見るさいのウェーバーの基本的視点であった。そしてその視点は、今日われわれが政治を考え、政治において肝要なことは何かを考えるうえで、基本に置かれて然るべき視点である。

ともあれウェーバーはそうした視点にもとづいて帝制ドイツ政治の議会主義化と民主化との条件を追求したし、新生ワイマル共和国の発足にあたっては、内外ともに四面楚歌の状況にあった共和国の存立を保障するために、「国民投票の大統領制と代表制的議会制とが並存する国民投票の『代表制的統治』の政治システムを構想し、ワイマル憲法の他の父たちとともに、常態としての議会民主制の健全な発展を期待するとともに、共和国のありうべき不断の危機——その危機のなかにはライヒ議会の機能障害の可能性もまた想定されていたが——にそなえて、非常大権の権能を有する大統領制を「リザーヴの権力」(ハーゲン・シュルツエ)として憲法のなかに組み込んだ。そして、

その危惧が不幸にして当たり（もちろんウエーバーたちの予想をはるかに超えて）、その「リザーヴの権力」の出番が到来し、前章に詳述した経過をたどった。

モムゼンの「三段階委員会」モデルと「議会絶対主義」的観点とに立脚する観念的な議会民主制のコンセプトは、こうしたウエーバー政治論の意義の正しい理解を妨げるとともに、ワイマル・ドイツがなぜヒトラーを阻止できなかったかの真因を——すくなくとも憲政史的レヴェルにおいて——見誤らせるものである。ヒトラーの独裁が成立したのは、ワイマル末期の大統領政府が独裁的権限を行使したからではない。むしろ逆に、大統領政府がその独裁的権限をさらに断乎として全面的に行使すべきときにそれを行使しなかつたからこそ、ヒトラーの独裁は成立したのである。ただし、その「独裁」をひとしなみに扱ってはならない。ヒトラーの独裁は「主権的」Ⅱ「全体主義的」独裁であり、大統領政府の独裁は「委任的独裁」である。ワイマル末期の異常な危機的状況は、ドイツ人に前者をとるか後者をとるかとの二者択一を迫ったのである。前者を避けようと思えば後者をとるしかない。自然法的民主主義と三段階委員会モデル、議会絶対主義を三幅対とするモムゼンの安直な自由民主主義の考え方は、この冷厳な事実が正しく見えてはこないのである。そしてモムゼンのそうした誤謬を共有する人は、ドイツの内外において現在においても決して少なくないだろう。本稿においてワイマル共和国崩壊の憲政史過程の見直しにもとづき、モムゼン批判とウエーバーの再読とに力を注いだのはそのためである。

最後に「委任的独裁」と「主権的独裁」との区別に関連してウエーバーとシュミットとの違いに触れておこう。シュミットは結局「委任的独裁」のみならず「主権的独裁」をも容認するが、ウエーバーは「委任的独裁」は認めても「主権的独裁」は決してこれを容認しないだろう。両者の違いは当面の関連ではまさにその点にあるように思われる。